

第6次小山町障害者計画
第7期小山町障害福祉計画
第3期小山町障害児福祉計画

おやま障がい者福祉プラン

令和6年度 (2024年度)  令和11年度 (2029年度)

小 山 町

はじめに

小山町では、障がいのある方もない方も、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う地域共生社会の実現を目指して、平成30年3月に「おやま障がい者福祉プラン」を策定し、これまで取り組みを進めてきたところであります。



国では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が改正され、合理的配慮の提供について、これまでは行政機関等でのみ義務化されていましたが、令和6年4月1日から事業者にも義務付けられることとなりました。また、令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児支援法）」が施行される等、障害福祉を取り巻く環境は日々大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、障がいのある方の生活と就労に関する支援の充実と相談支援体制の確保に重点を置くとともに、多様化する障がい児支援のニーズに対応できる体制の整備を計画的に推進できるよう、「第6次小山町障害者計画」と「第7期小山町障害福祉計画」及び「第3期小山町障害児福祉計画」を併せて策定いたしました。

この計画では、『地域住民の参画と協働による、ともに支え合うまちづくり』を基本理念として、地域共生社会の実現に向けて各種施策の推進に取り組んでまいりますので、町民の皆様や関係機関の皆様におかれましては、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました小山町障害者計画等推進懇談会構成員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただいた皆様方に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

小山町長 込山正秀

目次

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 第1部 総論 | 1 |
| 第1章 計画の目的 | 1 |
| 1 計画の趣旨..... | 1 |
| 2 基本理念..... | 2 |
| 3 計画の期間..... | 3 |
| 4 計画の位置づけ..... | 4 |
| 5 策定の方法..... | 5 |
| 第2章 障がいのある方の状況 | 6 |
| 1 人口の推移..... | 6 |
| 2 身体障がいのある方の状況..... | 7 |
| 3 知的障がいのある方の状況..... | 9 |
| 4 精神障がいのある方の状況..... | 10 |
| 5 幼児・生徒の状況..... | 11 |
| 6 保健サービス受診状況..... | 12 |
| 7 医療費助成の状況..... | 13 |
| 8 相談員及び相談支援事業所の設置状況..... | 14 |
| 9 障がいのある方の施設利用状況..... | 15 |
| 第2部 基本計画 | 16 |
| 第1章 施策の体系 | 16 |
| 第2章 基本計画 | 17 |
| 1 理解と交流の促進..... | 17 |
| 2 保育・教育の充実..... | 21 |
| 3 生活環境の整備..... | 26 |
| 4 福祉サービスの充実..... | 29 |
| 5 保健・医療サービスの充実..... | 33 |
| 6 生活の安定と自立への支援..... | 37 |
| 第3章 障がい福祉サービスの概要 | 40 |
| 1 障がい福祉サービスに係る法律改正の概要..... | 40 |
| 2 障がい福祉サービスの体系..... | 42 |
| 第4章 第7期小山町障害福祉計画 | 43 |
| 1 障害福祉計画の成果目標..... | 43 |
| 2 障がい福祉サービスの見込量..... | 48 |
| 第5章 第3期小山町障害児福祉計画 | 65 |
| 1 障害児福祉計画の成果目標..... | 65 |
| 2 障がい児支援サービスの見込量..... | 67 |
| 第6章 計画の推進に向けて | 70 |
| 1 推進体制の整備..... | 70 |
| 2 計画の点検・評価方法..... | 71 |

資料編..... **72**

| | |
|--------------------------|----|
| 小山町障害者計画等推進懇談会要綱..... | 72 |
| 小山町障害者計画等推進懇談会構成員名簿..... | 75 |
| 小山町障害者計画等推進部会構成員名簿..... | 76 |
| アンケート調査の概要..... | 77 |
| 用語の解説..... | 78 |

第1部 総論

第1章 計画の目的

1 計画の趣旨

本町では、平成10年度に障害者基本法に基づく市町村障害者計画として「第1次小山町障害者計画」を策定しました。その後、平成15年度には「おやま障害者福祉プラン（第2次小山町障害者計画）」を策定し、ユニバーサルデザインの社会を目指して、各種施策を推進してきました。平成18年度には障害者自立支援法の施行を受け、「第1期小山町障害福祉計画」を市町村障害福祉計画として策定し、障がいのある方の自立を支援してきました。平成20年度には「おやま障がい者福祉プラン」として、「第3次小山町障害者計画」と「第2期小山町障害福祉計画」の両計画を一体的に策定しました。

平成25年には、障害者自立支援法から改正・改称された、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に則して、福祉サービスの提供体制を一新し、障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を推進するための体制の整備に取り組んできました。

平成30年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、従来の障害者総合支援法の内容に加え、障がいのある方が自分で思い描いた地域生活を送ることができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実と、高齢の障がいのある方を対象とした介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが求められています。また、ニーズが多様化している障がい児支援について、個々の障がいの状況にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上のための環境の整備を進めるための目標が盛り込まれました。

このような動向を踏まえ、社会環境の変化や障がいのある方の要望の変化、新たに生じた課題等に対応し、本町における障がいのある方のための福祉施策の充実を図るとともに、計画の整合性を図るため、「第6次小山町障害者計画」と「第7期小山町障害福祉計画」及び「第3期小山町障害児福祉計画」を併せて策定するものです。

おやま障がい者福祉プラン

第6次小山町障害者計画

- 障害者基本法（第11条第3項）に基づく、障がいのある方のための施策に関する基本的な事項を定める基本計画
- 計画期間：6年間

第7期小山町障害福祉計画

- 障害者総合支援法（第88条第1項）に基づく、障がい福祉サービス等の確保に関する計画
- 計画期間：3年間

第3期小山町障害児福祉計画

- 児童福祉法（第33条の20第1項）に基づく、障がい児支援に係る障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する計画
- 計画期間：3年間

2 基本理念

本町は、金太郎生誕の地です。童話や童謡に伝えられるように、金太郎は山の動物たちと毎日元気に遊び、困ったことがあれば互いに助け合う、強い力と優しいところの持ち主というイメージを多くの町民が持っています。この、誰に対しても分け隔てなく接し助け合う、金太郎が持つ共生のイメージを発展させ、障がいのある方もない方も、誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「地域共生社会」を目指します。

地域共生社会においては、障がいの有無にかかわらず、全ての人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下、社会のあらゆる活動に参加するとともに、社会の一員としてその責任を担うことが求められます。こうした地域社会を形成していくために、障がいのある方もない方も、全町民が協働してまちづくりを推進していく必要があります。

また、障がいのある方を特別な存在として捉えるのではなく、障がいも含めてその人の個性として捉え、お互いを尊重することが重要です。

本町では、ハード面のみならず、心のバリアフリーを含めたユニバーサルデザインを推進し、障がいのある方が社会に参加する支障となる障壁をなくしていくとともに、誰もが地域のなかで豊かな暮らしを送ることができる社会の構築を目指します。また支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や団体等が地域や個人の課題に「我が事」として取り組み、人や団体がそれぞれの世代や分野を超えて「丸ごと」繋がりを持って地域づくりに参画できる仕組みを作り、町や県の公的支援と地域住民との協働による、地域課題の解決と福祉の充実に努めます。

このような地域社会を実現するための指針として、『地域住民の参画と協働による、ともに支え合うまちづくり』を基本理念に掲げて取り組みます。



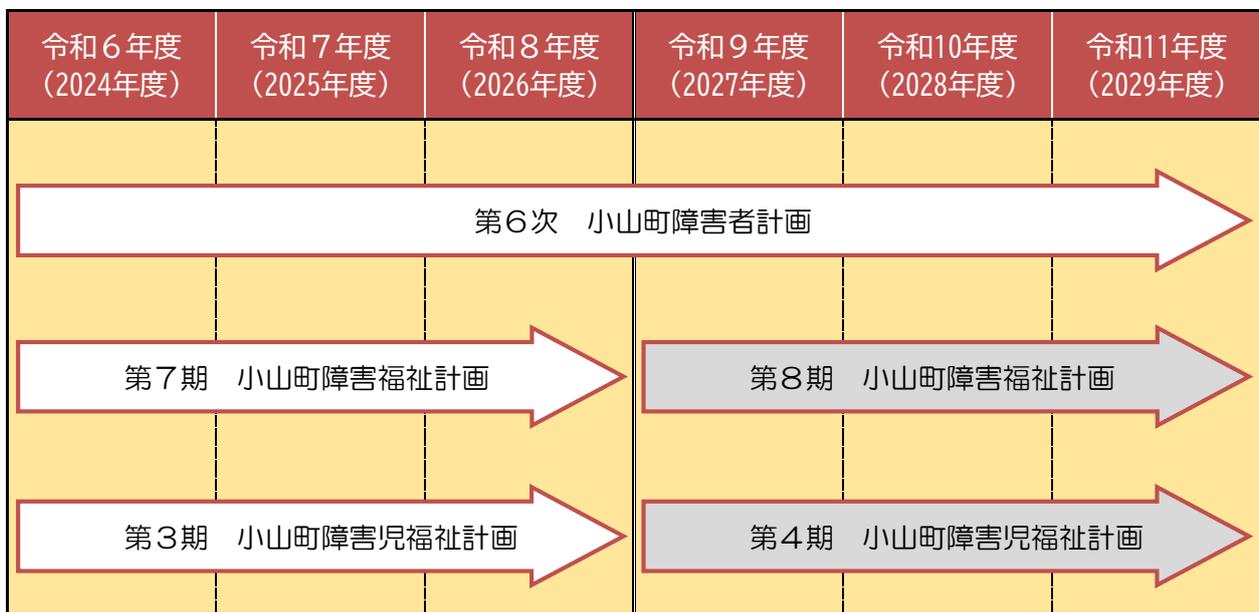
3 計画の期間

障害者基本法に基づく市町村障害者計画、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画の見直し時期にあたり、「第6次小山町障害者計画」、「第7期小山町障害福祉計画」及び「第3期小山町障害児福祉計画」を策定します。

「第6次小山町障害者計画」は、令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和11年度（2029年度）を目標年次とする6年間の計画の期間とします。

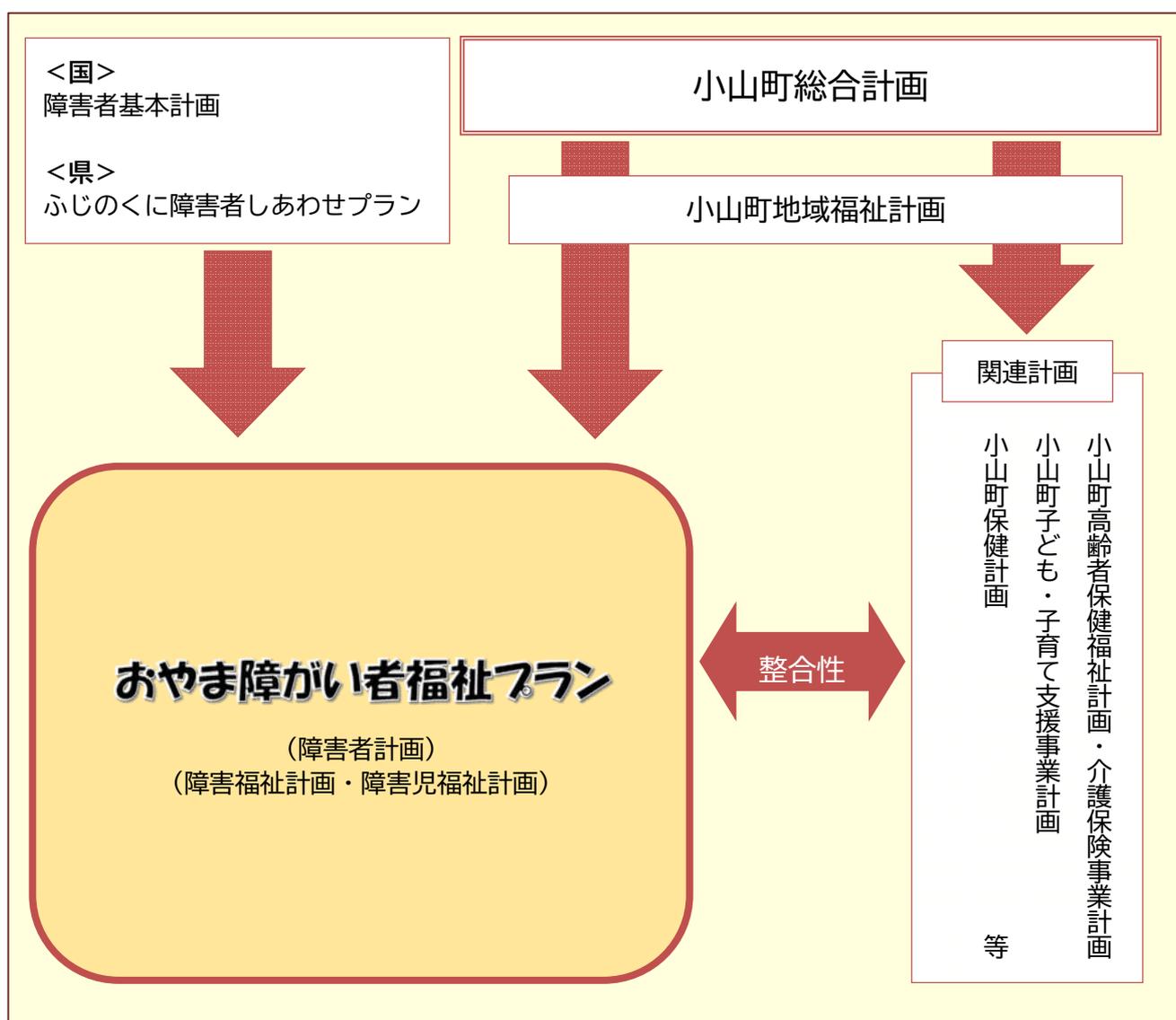
また、「第7期小山町障害福祉計画」及び「第3期小山町障害児福祉計画」は、令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和8年度（2026年度）を目標年次とする3年間の計画の期間とします。

ただし、障がいのある方を取り巻く社会情勢の変化、関連する法律・制度等に変更があった場合は、必要に応じて見直しを行います。



4 計画の位置づけ

- ・「第6次小山町障害者計画」は、障害者基本法（第11条第3項）の規定による市町村障害者計画であり、今後進めていく障がい者施策の基本方向や目標を総合的に定める計画です。
- ・「第7期小山町障害福祉計画」は、障害者総合支援法（第88条第1項）の規定による市町村障害福祉計画であり、障害者計画に掲げる福祉施策を推進するための実施計画として、自立支援給付や地域生活支援事業等の必要なサービスの確保に向けて、具体的な数値目標を定めるものです。
- ・「第3期小山町障害児福祉計画」は、児童福祉法（第33条の20第1項）の規定による市町村障害児福祉計画であり、障がい児支援に係るサービスの提供体制の確保及び向上を目的とするものです。
- ・これらの計画は「小山町総合計画」を上位計画とし、その他関連計画との整合性を図りながら障がいのある方を総合的に支援するため、障害者計画と障害福祉計画・障害児福祉計画を一体的に策定し、施策の総合的な推進を図ります。
- ・この計画に基づく事業は、各年度における予算の定めるところにより実施します。



5 策定の方法

(1) 意向把握

この計画の審議に先立ち、障がいのある方等の現状を分析・整理し、計画策定に資する基礎資料として把握するとともに、障がいのある方等の意見を計画に反映することを目的に、障害者手帳所持者716人に郵送でアンケート調査を実施しました。今回は Web での回答も可能としました。

【調査概要】

調査期間：令和5年9月～10月

調査票数：716票

回収票数：361票（うち、Web回答 26票）

| | |
|--------------|-------------|
| 発送数 | 716人 |
| 有効回収数（有効回収率） | 361人（50.4%） |

*有効回収数：回収票から全く回答がないもの（白票）や回答が少ないもの（無効票）を除いた数

(2) 策定経過・策定体制

この計画は、本町の保健福祉及び医療関係団体の代表者、有識者等で構成される「小山町障害者計画等推進懇談会」及び庁内の人材を含めた「小山町障害者計画等推進部会」にて審議し、意見・提言を考慮して策定しました。

また、現行計画に対する検証を行い、施策や事業の整理を行ったほか、自立支援給付における見込量については、県と協議の上推計しています。

さらに、町民の意向を把握するため、この計画の中間案を小山町ホームページ等で公表するパブリックコメントを実施し、広く町民の意見を募りました。

第2章 障がいのある方の状況

1 人口の推移

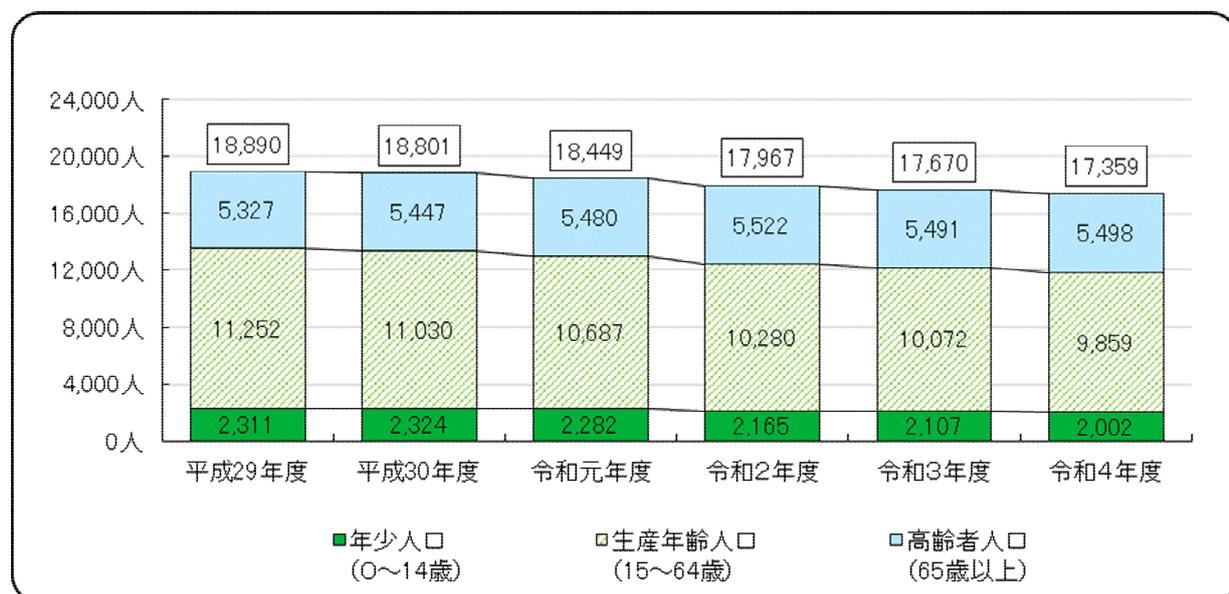
本町の総人口は年々減少しており、平成29年度は18,890人であったのに対し、令和4年度は17,359人となっています。

年齢3区別に人口の推移をみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少している一方、65歳以上の高齢者人口は増加しており、本町においても少子高齢化が進行していることがうかがえます。

< 総人口 年齢3区分 > (人)

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 年少人口 (0～14歳) | 2,311 | 2,324 | 2,282 | 2,165 | 2,107 | 2,002 |
| 生産年齢人口 (15～64歳) | 11,252 | 11,030 | 10,687 | 10,280 | 10,072 | 9,859 |
| 高齢者人口 (65歳以上) | 5,327 | 5,447 | 5,480 | 5,522 | 5,491 | 5,498 |
| 総人口 | 18,890 | 18,801 | 18,449 | 17,967 | 17,670 | 17,359 |

資料：住民基本台帳（各年度3月31日現在）



2 身体障がいのある方の状況

身体障害者手帳所持者数は年々減少しており、令和4年度は543人となっています。

障がい種別にみると、令和4年度は「肢体不自由」が258人と最も多く、次いで、「内部障がい」が197人、「聴覚平衡機能障がい」が42人、「視覚障がい」が41人、「音声言語機能障がい」が5人となっています。

< 障がい種別 身体障害者手帳の所持状況 > (人)

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 視覚障がい | 33 | 32 | 34 | 37 | 36 | 41 |
| （1級） | 12 | 14 | 13 | 14 | 12 | 11 |
| （2級） | 10 | 7 | 8 | 9 | 10 | 15 |
| （3級） | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 |
| （4級） | 2 | 2 | 4 | 4 | 5 | 4 |
| （5級） | 3 | 3 | 3 | 4 | 3 | 4 |
| （6級） | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 聴覚平衡機能障がい | 44 | 43 | 42 | 44 | 40 | 42 |
| （1級） | | | | | | |
| （2級） | 14 | 14 | 14 | 14 | 14 | 15 |
| （3級） | 5 | 5 | 7 | 8 | 7 | 7 |
| （4級） | 11 | 10 | 9 | 9 | 7 | 7 |
| （5級） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| （6級） | 14 | 14 | 12 | 13 | 12 | 13 |
| 音声言語機能障がい | 7 | 7 | 7 | 6 | 5 | 5 |
| （1級） | | | | | | |
| （2級） | | | | | | |
| （3級） | 5 | 5 | 5 | 4 | 3 | 3 |
| （4級） | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| （5級） | | | | | | |
| （6級） | | | | | | |
| 肢体不自由 | 300 | 294 | 278 | 279 | 289 | 258 |
| （1級） | 64 | 63 | 59 | 65 | 77 | 65 |
| （2級） | 51 | 50 | 43 | 39 | 43 | 37 |
| （3級） | 63 | 62 | 58 | 59 | 53 | 44 |
| （4級） | 68 | 67 | 70 | 68 | 66 | 64 |
| （5級） | 34 | 32 | 29 | 28 | 28 | 26 |
| （6級） | 20 | 20 | 19 | 20 | 22 | 22 |
| 内部障がい | 213 | 206 | 209 | 195 | 199 | 197 |
| （1級） | 156 | 149 | 143 | 133 | 128 | 129 |
| （2級） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 |
| （3級） | 21 | 22 | 31 | 26 | 31 | 32 |
| （4級） | 35 | 34 | 34 | 35 | 39 | 36 |
| （5級） | | | | | | |
| （6級） | | | | | | |
| 合計 | 597 | 582 | 570 | 561 | 569 | 543 |

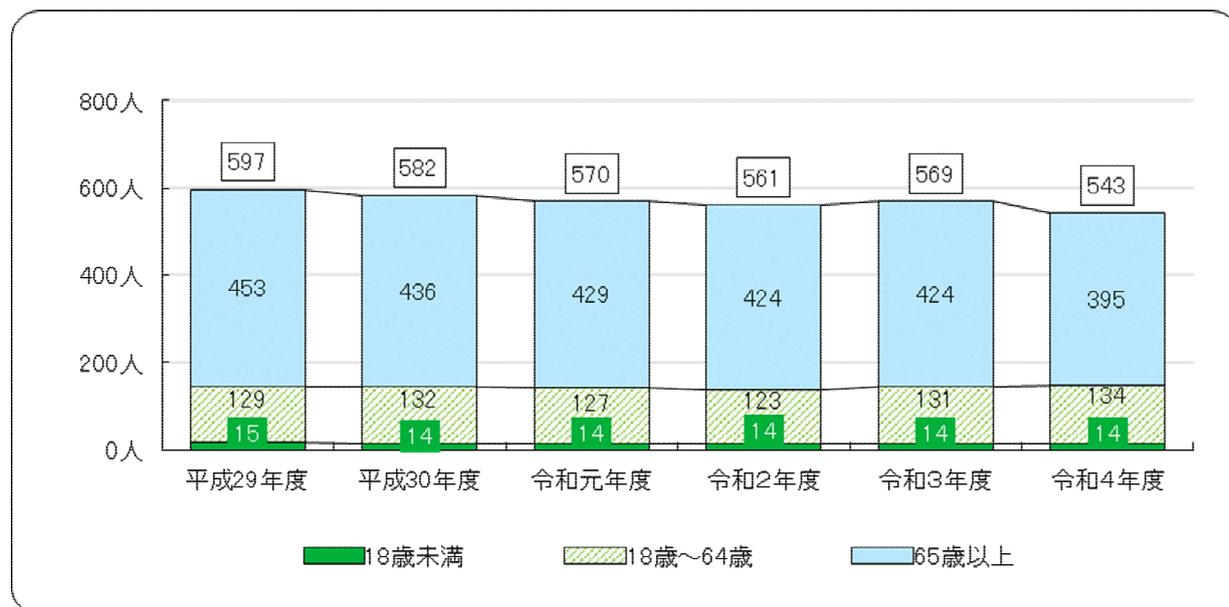
資料：福祉長寿課（各年度3月31日現在）

身体障害者手帳所持者数を年齢別にみると、「65歳以上」が多く、令和4年度には395人と、全体の72.7%を占めています。

< 年齢別 身体障害者手帳の所持状況 >

| | 平成29年度 | | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|---------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|
| | 人数 (人) | 構成 割合 |
| 18歳未満 | 15 | 2.5% | 14 | 2.4% | 14 | 2.5% | 14 | 2.5% | 14 | 2.5% | 14 | 2.6% |
| 18歳～64歳 | 129 | 21.6% | 132 | 22.7% | 127 | 22.3% | 123 | 21.9% | 131 | 23.0% | 134 | 24.7% |
| 65歳以上 | 453 | 75.9% | 436 | 74.9% | 429 | 75.3% | 424 | 75.6% | 424 | 74.5% | 395 | 72.7% |
| 合計 | 597 | 100.0% | 582 | 100.0% | 570 | 100.0% | 561 | 100.0% | 569 | 100.0% | 543 | 100.0% |

資料：福祉長寿課（各年度3月31日現在）



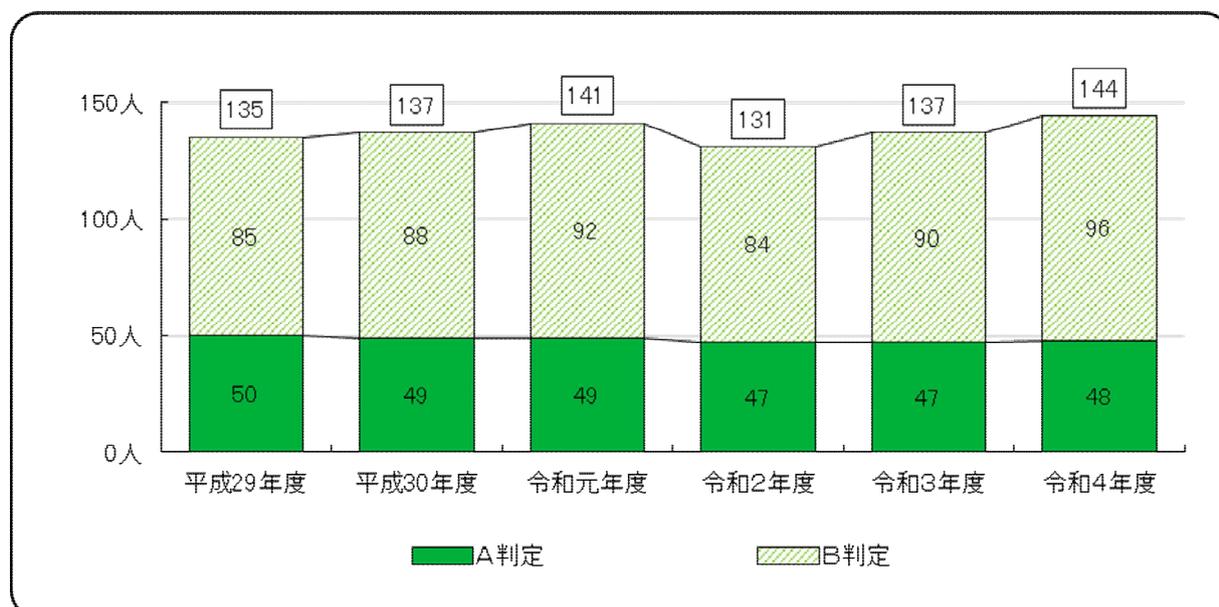
3 知的障がいのある方の状況

療育手帳所持者数は年々増加しており、令和4年度は144人となっています。
判定別にみると、中度・軽度の「B判定」が多く、令和4年度は96人となっています。

< 判定別 療育手帳の所持状況 > (人)

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| A判定 | 50 | 49 | 49 | 47 | 47 | 48 |
| B判定 | 85 | 88 | 92 | 84 | 90 | 96 |
| 合計 | 135 | 137 | 141 | 131 | 137 | 144 |

資料：福祉長寿課（各年度3月31日現在）



(注)

A判定（最重度）：概ね IQ20 以下

（重 度）：IQ35 以下、又は IQ50 以下かつ身体障害者手帳1、2、3級程度

B判定（中 度）：概ね IQ36～50

（軽 度）：Aに準じ、概ね IQ70 以下（ただし、著しい知的バランスの崩れ、社会生活能力の遅れ等により社会適応が困難であり、手帳に該当させることが適当と認められる場合に限り IQ79 以下）、IQ80～89 で発達障がいの診断を受けた者

4 精神障がいのある方の状況

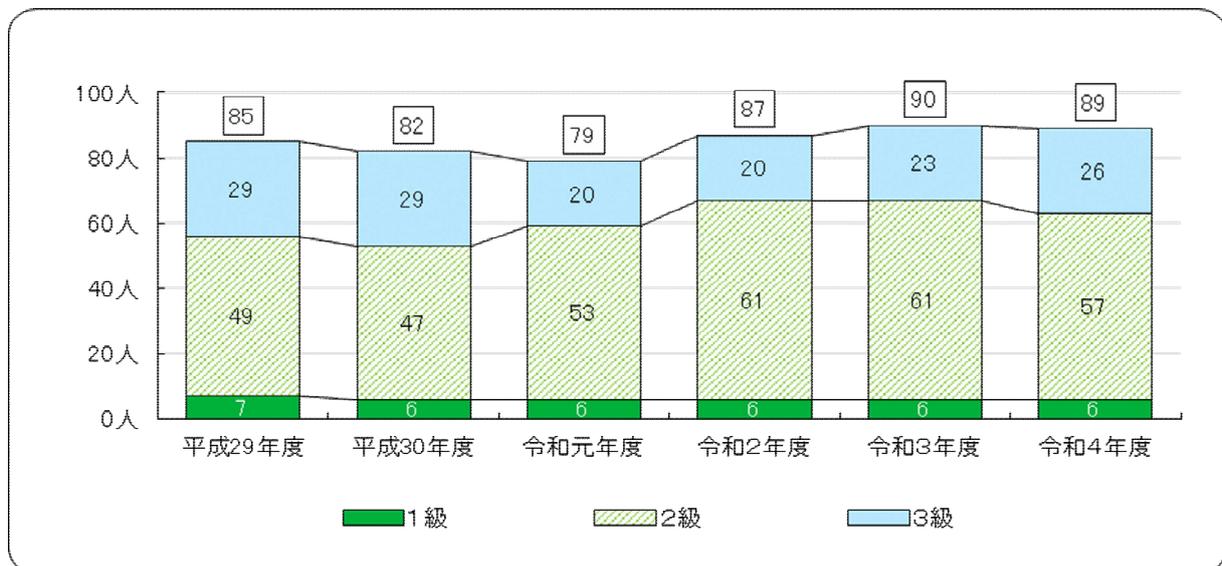
精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和元年度まで減少傾向にありましたが、令和2年度には増加に転じ、令和4年度は89人となっています。

等級別にみると、「2級」が多く、令和4年度は57人となっています。

< 等級別 精神障害者保健福祉手帳の所持状況 > (人)

| | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----|---------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 1級 | 18歳未満 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 18歳～64歳 | 5 | 3 | 4 | 5 | 4 | 4 |
| | 65歳以上 | 2 | 3 | 2 | 1 | 2 | 2 |
| | 合計 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 2級 | 18歳未満 | 1 | 0 | 2 | 2 | 2 | 1 |
| | 18歳～64歳 | 43 | 41 | 45 | 49 | 47 | 46 |
| | 65歳以上 | 5 | 6 | 6 | 10 | 12 | 10 |
| | 合計 | 49 | 47 | 53 | 61 | 61 | 57 |
| 3級 | 18歳未満 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| | 18歳～64歳 | 27 | 26 | 16 | 17 | 21 | 23 |
| | 65歳以上 | 2 | 3 | 4 | 3 | 1 | 1 |
| | 合計 | 29 | 29 | 20 | 20 | 23 | 26 |
| 合計 | 18歳未満 | 1 | 0 | 2 | 2 | 3 | 3 |
| | 18歳～64歳 | 75 | 70 | 65 | 71 | 72 | 73 |
| | 65歳以上 | 9 | 12 | 12 | 14 | 15 | 13 |
| | 合計 | 85 | 82 | 79 | 87 | 90 | 89 |

資料：福祉長寿課（各年度3月31日現在）



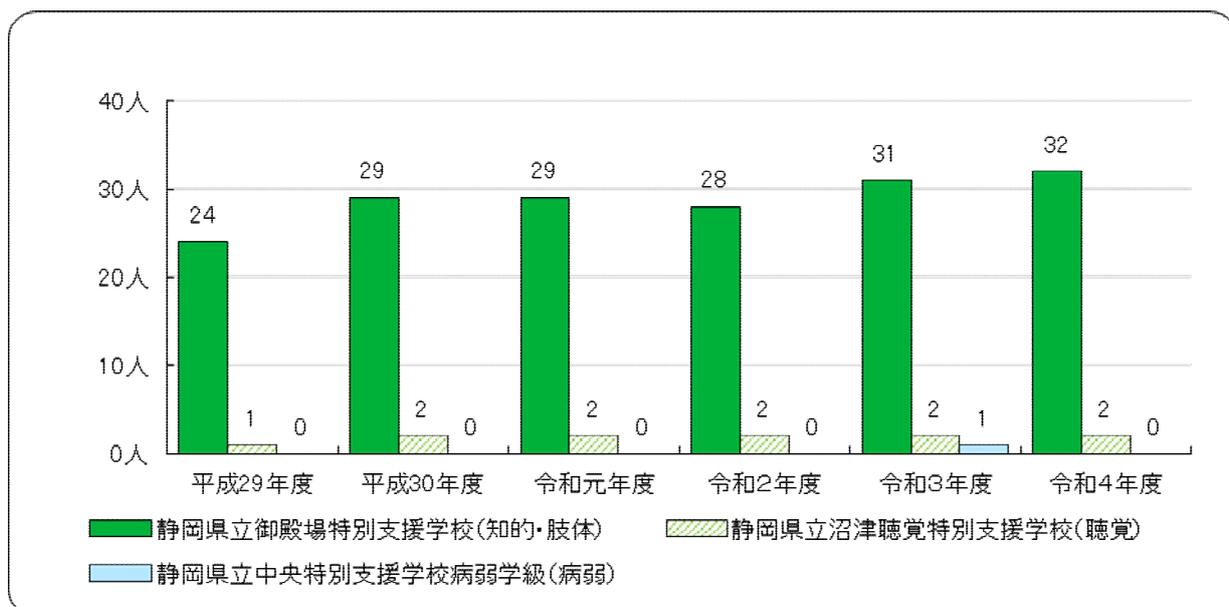
5 幼児・生徒の状況

特別支援学校における小山町からの幼児・生徒の数は微増しており、令和4年度は「静岡県立御殿場特別支援学校」が32人、「静岡県立沼津聴覚特別支援学校」が2人となっています。

< 特別支援学校における小山町からの幼児・生徒の数 > (人)

| | | | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|--------------------------|-----|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 知的・ 肢体 | 静岡県立 御殿場 特別支援学校 | 幼稚部 | | | | | | |
| | | 小学部 | 13 | 14 | 14 | 13 | 13 | 11 |
| | | 中学部 | 3 | 8 | 9 | 8 | 4 | 5 |
| | | 高等部 | 8 | 7 | 6 | 7 | 14 | 16 |
| | | 計 | 24 | 29 | 29 | 28 | 31 | 32 |
| 聴覚 | 静岡県立 沼津聴覚 特別支援学校 | 幼稚部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| | | 小学部 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | | 中学部 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 高等部 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 |
| | | 計 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 病弱 | 静岡県立中央 特別支援学校 病弱学級 | 幼稚部 | | | | | | |
| | | 小学部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 中学部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| | | 高等部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |

資料：学校教育課・各校高等部（各年度5月1日現在）



6 保健サービス受診状況

特定健康診査の受診状況は減少傾向にあり、令和4年度は1,360人となっています。

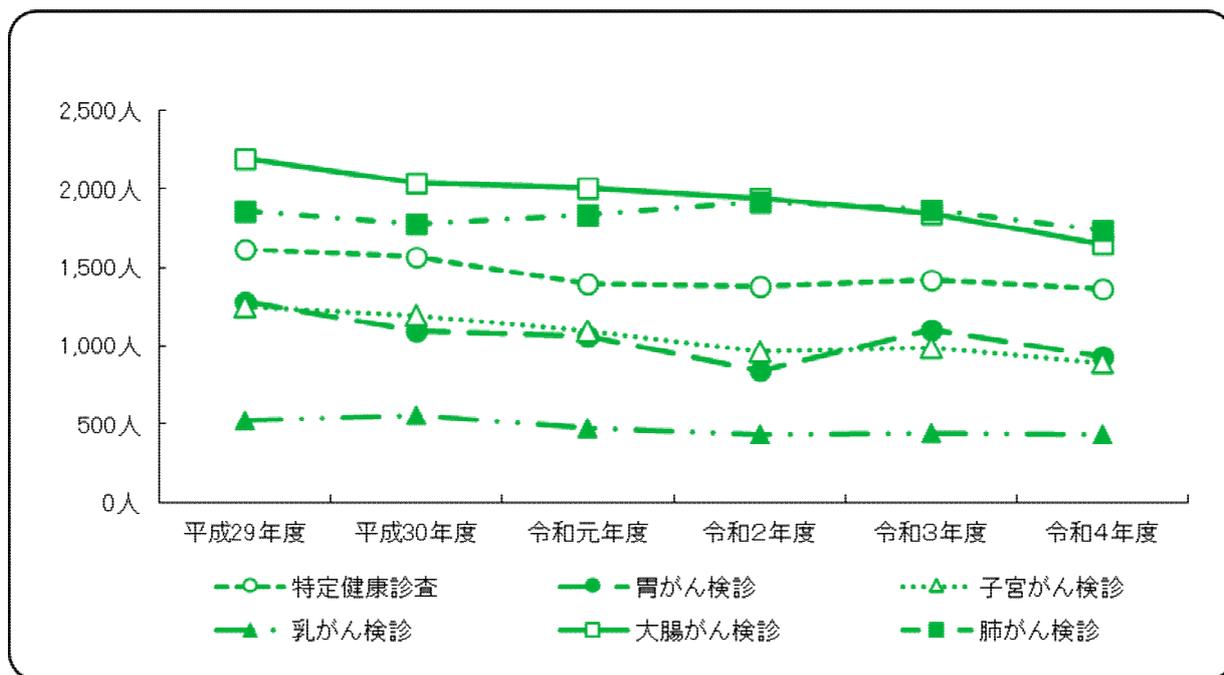
令和4年度のがん検診の受診状況は、「肺がん検診」が1,734人と最も多く、次いで「大腸がん検診」が1,646人、「胃がん検診」が927人、「子宮がん検診」が892人、「乳がん検診」が433人となっています。

< 保健サービス受診状況 >

(人)

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 特定健康診査 | 1,613 | 1,564 | 1,398 | 1,381 | 1,417 | 1,360 |
| 胃がん検診 | 1,278 | 1,094 | 1,062 | 844 | 1,104 | 927 |
| 子宮がん検診 | 1,246 | 1,193 | 1,091 | 963 | 989 | 892 |
| 乳がん検診 | 523 | 554 | 473 | 432 | 439 | 433 |
| 大腸がん検診 | 2,197 | 2,039 | 2,006 | 1,942 | 1,839 | 1,646 |
| 肺がん検診 | 1,861 | 1,777 | 1,832 | 1,914 | 1,871 | 1,734 |

資料：住民課・健康増進課（各年度3月31日現在）



7 医療費助成の状況

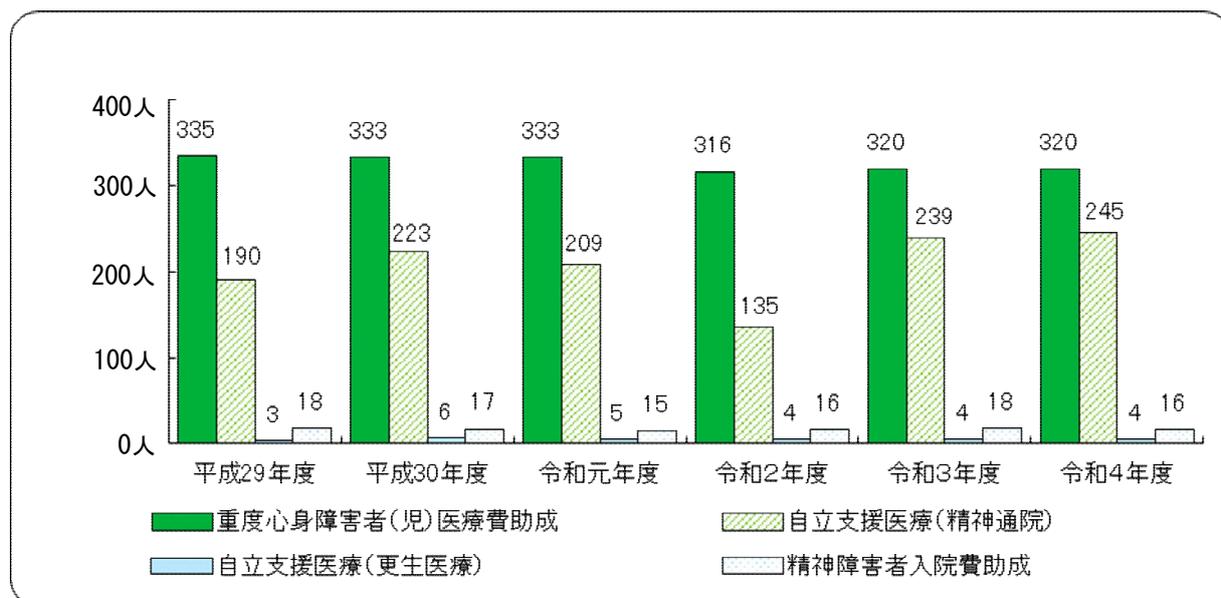
医療費助成の状況を見ると、「重度心身障害者（児）医療費助成」の人数が多く、令和4年度は320人となっています。また、自立支援医療の精神通院については、増加傾向にあります。

< 医療費助成の状況 >

(人)

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 重度心身障害者（児）医療費助成 | 335 | 333 | 333 | 316 | 320 | 320 |
| 自立支援医療（精神通院） | 190 | 223 | 209 | 135 | 239 | 245 |
| 自立支援医療（更生医療） | 3 | 6 | 5 | 4 | 4 | 4 |
| 精神障害者入院費助成 | 18 | 17 | 15 | 16 | 18 | 16 |

資料：福祉長寿課（各年度3月31日現在）



8 相談員及び相談支援事業所の設置状況

令和4年度の相談員及び相談支援事業所の設置状況は、「民生委員・児童委員」が44人、相談支援事業所が4件となっています。

< 令和4年度 相談員及び相談支援事業所の設置状況 >

| | |
|-----------|-----|
| 民生委員・児童委員 | 44人 |
| 相談支援事業所 | 4件 |

資料：福祉長寿課（令和5年3月31日現在）

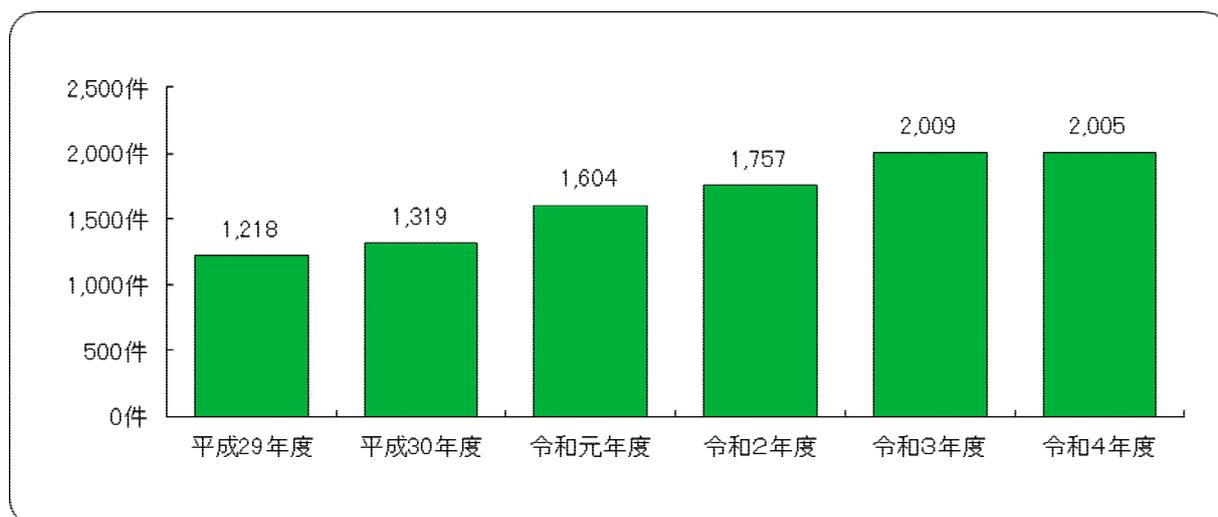
相談件数は、増加傾向にあり、令和4年度は2,005件となっています。

なお、令和4年度の「その他」の内訳は、精神障がいのある方からの電話相談が多くなっています。

< 相談件数 > (件)

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 障害者手帳 | 562 | 613 | 935 | 745 | 995 | 1,098 |
| 更生医療 | 54 | 38 | 16 | 11 | 7 | 1 |
| 職業 | 74 | 121 | 50 | 114 | 67 | 82 |
| 医療保険 | 54 | 78 | 124 | 88 | 104 | 152 |
| 生活 | 164 | 169 | 113 | 122 | 215 | 239 |
| その他 | 310 | 300 | 366 | 677 | 621 | 433 |
| 合計 | 1,218 | 1,319 | 1,604 | 1,757 | 2,009 | 2,005 |

資料：福祉長寿課（各年度3月31日現在）



9 障がいのある方の施設利用状況

障がいのある方の施設利用状況をみると、いずれの障がいにおいても増加傾向にあります。

令和4年度の施設利用者数は、身体障がいのある方が27人、知的障がいのある方が85人、精神障がいのある方が53人となっています。

< 身体障がいのある方の施設利用状況 > (人)

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 入所施設 | 8 | 9 | 9 | 13 | 13 | 15 |
| 通所施設 | 8 | 10 | 11 | 13 | 12 | 12 |
| 合計 | 16 | 19 | 20 | 26 | 25 | 27 |

資料：福祉長寿課（各年度3月31日現在）

< 知的障がいのある方の施設利用状況 > (人)

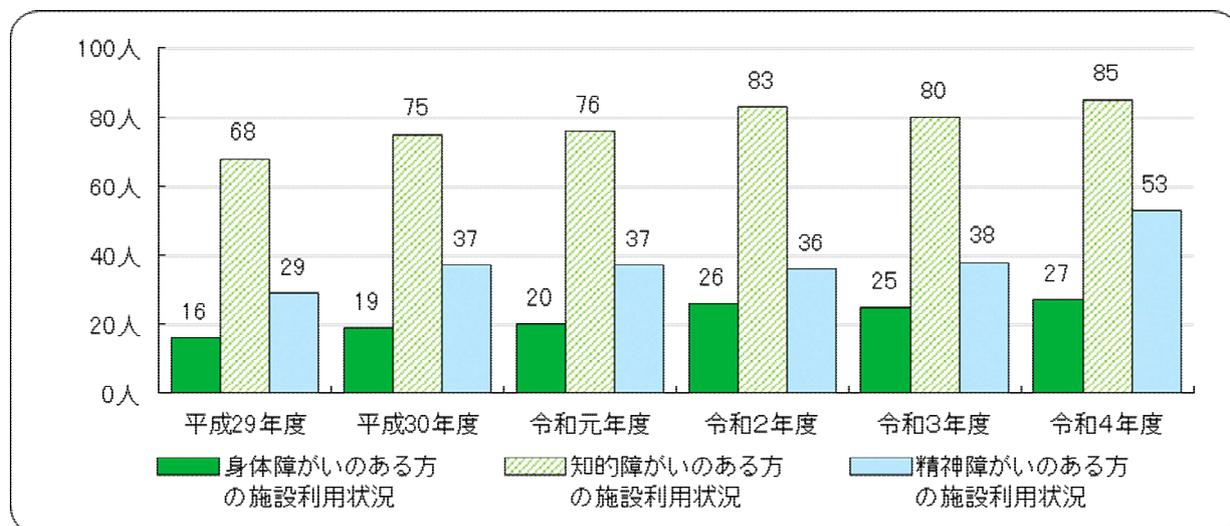
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 入所施設 | 35 | 37 | 38 | 40 | 40 | 42 |
| 通所施設 | 33 | 38 | 38 | 43 | 40 | 43 |
| 合計 | 68 | 75 | 76 | 83 | 80 | 85 |

資料：福祉長寿課（各年度3月31日現在）

< 精神障がいのある方の施設利用状況 > (人)

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 入所施設 | 4 | 7 | 5 | 6 | 6 | 11 |
| 通所施設 | 25 | 30 | 32 | 30 | 32 | 42 |
| 合計 | 29 | 37 | 37 | 36 | 38 | 53 |

資料：福祉長寿課（各年度3月31日現在）



第2部 基本計画

第1章

施策の体系

| | |
|-----------------|--|
| 1 理解と交流の促進 | (1) 啓発・広報活動の充実 (2) ボランティア活動の推進 (3) 交流活動の促進 (4) 障がい者団体の育成と連携 (5) 権利擁護と虐待の防止 |
| 2 保育・教育の充実 | (1) 障がい児保育の充実 (2) 障がい児教育の充実 (3) 放課後児童対策の充実 (4) 生涯学習の推進 (5) 子どもの頃からの福祉学習の推進 |
| 3 生活環境の整備 | (1) 福祉のまちづくりの推進 (2) 外出支援の充実 (3) 安全・安心対策の充実 |
| 4 福祉サービスの充実 | (1) 情報提供・相談体制の充実 (2) 人材の確保・育成 (3) 在宅福祉サービスの充実 (4) 福祉施設の充実 |
| 5 保健・医療サービスの充実 | (1) 障がいの早期発見・早期療育の充実 (2) 健康づくり・保健サービスの推進 (3) 障がい者医療とリハビリテーションの充実 |
| 6 生活の安定と自立への支援 | (1) 生活安定のための施策の周知 (2) 一般就労の促進 (3) 福祉的就労の促進 |
| 7 第7期小山町障害福祉計画 | (1) 障害福祉計画の成果目標 (2) 障がい福祉サービスの見込量 |
| 8 第3期小山町障害児福祉計画 | (1) 障害児福祉計画の成果目標 (2) 障がい児支援サービスの見込量 |
| 9 計画の推進に向けて | (1) 推進体制の整備 (2) 計画の点検・評価方法 |

第2章 基本計画

1 理解と交流の促進

■□ 現状と課題 □■

障がいのある方が住み慣れた地域のなかで、安心して自立した日常生活及び社会生活を送るためには、障がいの有無にかかわらず互いの個性を尊重し、互いを理解することが大切です。

障がいのある方の社会参加が進む一方、障がいのある方に対する理解が十分とは言えない状況となっており、それぞれの障がいの特性や必要とされる配慮について、正しい知識を得た上で理解を深めていく必要があります。

本町では、障がいのある方に対する誤解や偏見を取り除くため、広報紙や講演会を通じて正しい知識の普及と権利擁護のための啓発を行っていきます。特に啓発事業を行っていく上では、社会福祉協議会、福祉施設や御殿場・小山障害児者自立支援協議会といった関係機関との協働による企画立案や事業の推進に努めます。

また、障がいのある方の社会参加の機会を拡充するためには、ボランティアや障がい者団体との連携が重要になります。地域住民が身近なところで気軽にボランティア活動に参加できる環境をつくとともに、意見交換を通じて障がいのある方の生活課題を共有する等、各地域の課題解決に向けて、障がい者団体、企業、地域住民、行政等が団結して、地域社会全体で継続的な活動・協議ができる体制を整備します。

■□ 施策の方向と事業の展開 □■

1. 理解と交流の促進

- (1) 啓発・広報活動の充実
- (2) ボランティア活動の推進
- (3) 交流活動の促進
- (4) 障がい者団体の育成と連携
- (5) 権利擁護と虐待の防止

(1) 啓発・広報活動の充実

本町では、広報「おやま」や地域福祉活動情報紙「つながり」を活用し、障がいのある方を支援する制度の内容や障がいについての正しい知識の普及を図るとともに、障害者週間（12月3日～12月9日）を中心とした啓発事業や交流会を通じ、地域福祉への理解を促進しています。

また、各地域の課題・ニーズを把握するとともに、本町のホームページを活用した情報の掲載等、より細やかな情報収集・情報提供体制を構築して地域住民とのコミュニケーションの場を充実させていきます。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|--------------------------|---|-------|
| 1 | 広報「おやま」の充実 | 毎月発行される広報紙「広報おやま」において、障がい分野の掲載を定期的に行い、ノーマライゼーション等の正しい知識や情報提供の充実を図ります。また、障がいに配慮した広報の実施についても検討していきます。 | 拡充 |
| 2 | 地域福祉活動情報紙「つながり」の発行 | 地域福祉活動情報紙「つながり」において、地域福祉に関する情報提供機会の充実を図ります。 | 拡充 |
| 3 | 「障害者週間（12月3日～12月9日）」啓発事業 | 障害者週間に合わせ、御殿場・小山障害児者自立支援協議会、御殿場市及び小山町が主催し、両市町の社会福祉協議会の協力による福祉講演会を行います。 | 継続 |
| 4 | 福祉施設等の情報提供 | 福祉長寿課窓口にて福祉施設のパンフレットを希望者に配布する等の情報提供を行います。 | 継続 |
| 5 | 町健康福祉大会の開催 | 社会福祉に貢献した関係者の表彰を行います。開催時期の近い障害者週間と併せて障がい福祉分野での啓発活動に努めます。 | 継続 |
| 6 | インターネットによる情報収集・提供事業 | 小山町ホームページに障がい福祉に関する内容を掲載する等、ホームページによる情報提供を図ります。 | 拡充 |

(2) ボランティア活動の推進

ボランティア活動は、地域における障がいのある方への支援、及び障がいに対する理解を深める啓発事業であると同時に、障がいの有無にかかわらず地域住民が交流できる場であり、障がいのある方にとっては社会参加の機会となります。

今後はより多くの参加者を募るため、ボランティア団体だけでなく教育機関・企業等とも連携し、行政の支援の下で地域全体が協働できるボランティアを実施できるよう体制を強化していきます。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|----------------------|--|-------|
| 1 | 福祉体験学習へのゲストティーチャーの派遣 | 小中学校や高校、及び地域団体や企業主催の体験学習への講師派遣を行います。 | 継続 |
| 2 | 「福祉おたすけグッズ」の無料貸出しと整備 | ボランティア活動に必要な活動用機材「福祉おたすけグッズ」を無料で貸し出すとともに、貸出し機材の更新・充実を図ります。 | 継続 |

(3) 交流活動の促進

地域福祉への理解の促進、また地域住民の交流の場を提供するため、「ふれあい広場」を開催し、関係団体の企画・運営によるイベントを実施します。

また、町が主催する健康フェスタと同時開催することにより、ボランティア団体や障がい者団体等の交流を図り、様々な分野で活躍する人々を身近に感じられる場へと昇華していきます。

今後、小山町社会福祉協議会等の関係機関・団体との連携の下、地域福祉や障がいのある方への理解に繋がる様々なイベントを企画・立案していきます。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|---------------|---|-------|
| 1 | ふれあい広場事業 | 障がい者団体やボランティア団体による企画・運営でイベントを実施します。健康フェスタとの同時開催により、多分野の人々との交流を図ります。 | 継続 |
| 2 | 障がい者スポーツ大会の実施 | 障がい者がスポーツの楽しさを体験するきっかけ作りと障がい者の社会参加を促す取り組みとして、障がい者のスポーツ大会を開催し、外出の機会を増やすとともに、地域社会との交流を図ります。 | 新規 |

(4) 障がい者団体の育成と連携

本町では、小山町健康福祉会館（ふじみセンター）等を拠点として、「小山町身体障害者福祉会」や「小山町手をつなぐ育成会」等の様々な障がい者団体の積極的な事業の実施、及び各団体の連携を深めるため、障がい者団体のネットワーク化を推進しています。

今後は広報「おやま」等の広報紙、各種イベント等を通じて障がい者団体の活動内容をPRするとともに、障がいのある方の障がい者団体への加入促進を図ります。

また、障がい者団体で実施が可能な業務については、積極的に行政から委託を推進しつつ、その他の人的・経済的支援を行う等、行政と障がい者団体が連携して多角的に事業を展開していきます。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|---------------------|---|-------|
| 1 | 障がい者団体の活動PR及び会員募集広報 | 広報紙への情報掲載や、活動PR誌の作成、窓口への設置により、障がい者団体の活動をPRし、会員の増員を図ります。 | 継続 |
| 2 | 障がい者団体委託事業 | 障がい者就労支援施設への封筒の封入作業委託等、委託可能な事業について継続を図り、優先調達を推進します。 | 拡充 |
| 3 | 障がい者団体への助成 | 障がい者団体への補助金の支給等の経済的な援助を行います。 | 継続 |

(5) 権利擁護と虐待の防止

平成27年に施行された難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）、令和3年に改正された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）、令和4年に改正された障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）等、障がいのある方の社会参加の推進や就労における差別的な取り扱いの禁止、障壁を取り除くことを定めた法律の整備が進んでいます。これに合わせ、権利擁護、及び虐待の未然の防止に努めるため、警察や事業所との連携を強化していきます。

また、現行の制度では対応できないケースについても、関係機関や専門家による協議の上で対応を検討する「個別ケア会議」を通じ、個々の状況に応じた柔軟な支援体制を構築していきます。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|------------------|---|-------|
| 1 | 日常生活自立支援事業の実施 | 福祉サービスの利用手続きや通帳預かり等の日常的な金銭管理の支援を行うとともに、事業の周知を図ります。 | 継続 |
| 2 | 成年後見制度の利用促進 | 判断能力に不安のある方の財産や権利を保護するための制度について、情報提供等を図ります。また、近隣市町との広域的な連携による制度の実施に向けた具体的な検討協議を行います。 | 継続 |
| 3 | 障害者虐待防止支援センターの設置 | 現在、障がいのある方への虐待が発生した場合、身体障がいのある方は「御殿場十字の園」、知的障がいのある方は「駿東学園」で一時的に緊急受け入れできるように協定を結んでいます。 | 継続 |

2 保育・教育の充実

■□ 現状と課題 □■

障がいのある児童がその持てる能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには、一人ひとりの障がいの特性及び発達段階に応じた療育・保育・教育が大切です。そのためには、行政の保健・福祉・教育部門や、学校、医療機関等が連携し、乳幼児期における障がいの早期発見から就学中の適切な教育的・医療的支援、卒業後の就職や一人暮らしに至るまでの一貫した支援が行える体制づくりが必要になります。

本町では、障がいのある児童への切れ目のない支援を充実させるとともに、幼少期から障がいや福祉に対する正しい知識を持って、障がいの有無にかかわらずお互いの個性を尊重できる人間を育てられるよう、特別支援学校や臨床心理士、スクールカウンセラー等の専門員と連携して福祉学習の推進に努めていきます。

また障がいのある児童だけでなく、その保護者も含めて進路や就職に関する悩みや負担を軽減できるよう、必要な場面に応じて適切な相談を受けられる体制を整備していきます。

■□ 施策の方向と事業の展開 □■

2. 保育・教育の充実

- (1) 障がい児保育の充実
- (2) 障がい児教育の充実
- (3) 放課後児童対策の充実
- (4) 生涯学習の推進
- (5) 子どもの頃からの福祉学習の推進

(1) 障がい児保育の充実

現状の福祉制度下における障がいのある児童を預けられる施設は、障害児通所支援サービスを行う施設、又は障がいのある児童にも対応できる保育施設となっています。本町では保護者との保育・教育相談、関係機関との連携を図り、最終的には保護者の意向に合わせて児童を預けられる施設を案内します。

また、一般のこども園での障がいのある児童の受け入れを促進するため、各園における設備の充実を進めるとともに、障がいのある児童に対応できる専門員の確保に努めます。入園後でも、集団生活に適応するための支援を継続するとともに、就学に向けた教育相談事業を特別支援学校と連携して実施していきます。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|-------------------|---|-------|
| 1 | 障がい児のこども園への受け入れ | 障がい児のこども園への受け入れ体制の充実を図ります。 | 継続 |
| 2 | こども園職員の専門研修 | 各種団体の講演会等への参加を促進し、特別支援教育に関する研修内容・機会の充実を図ります。 | 継続 |
| 3 | 相談対応事業 | 相談員がこども園を定期的に訪問し、職員への支援や保護者との面談を行う等、相談支援を行います。 | 拡充 |
| 4 | 保育所等訪問支援事業 | 障がい児の保護者からの申請に応じて、こども園における集団生活の適応のための支援を行います。 | 継続 |
| 5 | 近隣特別支援学校の教育相談事業広報 | 特別支援学校からの学校見学会や講演会の案内を各学校へ配信する等、教育相談利用の促進を図ります。 | 継続 |

(2) 障がい児教育の充実

小山町教育支援委員会の指導により、乳幼児の障がいや発達に関する課題の程度に応じて、適切な就学を促進します。

また、学校での生活においてはトイレの改修やスロープの設置等、バリアフリーの観点から必要に応じて学校施設の改善・充実に努め、障がいの有無にかかわらず学業に専念できる環境を整えるとともに、学校の職員やスクールカウンセラーに対しても障がいのある児童・生徒に対する理解を深めるための研修会を実施する等、学校の支援体制を充実させていきます。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|---------------------|---|-------|
| 1 | 教育支援事業 | 小山町教育支援委員会を中心に、適切な就学の指導を行うとともに、今後は病院と学校との連携が一層重要となることが予測されることから、連携役を担う臨床心理士の配置を行います。 | 継続 |
| 2 | 学校施設の改善、特別支援教育設備の充実 | トイレの改修や出入口等の段差の解消、スロープの設置等、学校施設の計画的な改善・充実に努めます。 | 継続 |
| 3 | 特別支援学級の設置 | 要望に応じて、特別支援学級の設置を検討し、静岡県教育委員会への積極的な働きかけを行います。 | 継続 |
| 4 | 特別支援教育の充実 | 各学校の特別支援教育コーディネーター等が中心となり、主治医やスクールカウンセラー等を交えた個別ケア会議を行う等、通常学級における軽度発達障がい等のある児童・生徒の教育的支援を行います。 | 継続 |
| 5 | 特別支援教育研修会 | 毎年、町内の小中学校・こども園の教員で集まり研修会を行う等、特別な支援を必要とする児童に関する研修の実施を行います。 | 継続 |
| 6 | 特別支援教育体制の充実 | 障がいのある児童別に、関係機関と検討会を実施し、教育的支援の充実に努めます。今後は各機関の連携が一層重要となることが予測されることから、小山町教育委員会への臨床心理士資格を持つこども相談員の配置を行います。 | 継続 |

(3) 放課後児童対策の充実

放課後及び長期休暇中における児童の健全育成を推進するため、放課後等デイサービスの充実と併せて、放課後児童クラブ等での障がい児の受け入れ体制を整備します。

また、障がいの程度に応じて様々な活動に取り組めるよう、放課後等デイサービスのプログラムの充実を図るとともに、専門的な教育支援を必要とする児童のための療育プログラムの実現に向けて近隣市町と協議を進めます。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|---------------------|---|-------|
| 1 | 障がい児の放課後児童クラブへの受け入れ | 障がい児の放課後児童クラブへの受け入れ体制の充実を図ります。 | 継続 |
| 2 | 日中一時支援事業の拡充 | 各事業所の受け入れ状況を調査し、支援を必要とする障がい児等の受け入れ拡充等を実施します。 | 継続 |
| 3 | 放課後等デイサービス事業 | 放課後や長期休暇中、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。 | 継続 |

(4) 生涯学習の推進

社会参加や日中活動の場の提供のため、障がいの有無や年齢にかかわらず取り組めるニュースポーツの教室等を生涯学習として取り入れるとともに、小山町生涯学習施設や小山町健康福祉会館（ふじみセンター）等を活用した環境の整備・充実を図り、地域の住民同士の交流を促進します。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|-----------------|--|-------|
| 1 | ニュースポーツ推進事業 | 「スポーツ推進の日」において、障がいの有無を問わずにできるニュースポーツの推進を行います。また、依頼に応じてスポーツ推進委員を派遣し、ニュースポーツの指導・普及に努めます。 | 継続 |
| 2 | 障がい者スポーツ啓発事業 | 総合体育館の指定管理者との協議を進め、講習会等により誰でも参加できるスポーツ種目への取り組みの啓発に努めます。 | 継続 |
| 3 | スポーツ介助ボランティアの育成 | スポーツを安全に楽しめるよう、スポーツ推進委員の育成を行い、各所に派遣して、活動の普及を図ります。 | 継続 |
| 4 | 文化活動成果発表機会の充実 | 「生涯学習フェスティバル」において1年間の活動発表の機会を設ける等、障がいの有無にかかわらず発表できる機会の確保を図ります。 | 継続 |

(5) 子どもの頃からの福祉学習の推進

障がい及びその障がいのために必要とされる支援について、正しい知識を得るためには幼少期からの福祉に関する教育と、障がいや福祉を身近な問題として考えられる環境づくりが必要になります。

本町では障がい者団体、福祉施設等と連携して児童向けの福祉体験プログラムを実施するほか、特別支援学校との交流会や、社会科見学、地域行事等、学校内外での学習・交流の場を通して、思いやりのこころに満ちた地域づくりに取り組みます。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|------------------|--|-------|
| 1 | 「福祉教育出張プログラム」の実施 | 小中学生及び高校生を対象とした、出前型福祉体験プログラムを実施します。 | 継続 |
| 2 | 福祉教育プログラム集の活用 | 静岡県社会福祉協議会と合同で、福祉教育プログラム集を教育の場で活用していきます。 | 継続 |
| 3 | 児童・生徒の相互理解教育 | 社会科見学等、学校行事等を通じた相互交流・相互理解を促進します。 | 継続 |
| 4 | 福祉施設との交流 | 地域行事や福祉体験、総合的な学習等を通じて、相互交流を促進します。 | 継続 |
| 5 | 特別支援学校生の居住地交流 | 児童の状況により、特別支援学校と居住地の学校とが協議を進め、相互交流を促進します。 | 継続 |
| 6 | 特別支援学級と通常学級の交流 | 教科に応じた同学年の通常学級での学習、また給食や行事等を通し、児童間の理解教育のための交流を促進します。 | 継続 |

3 生活環境の整備

■□ 現状と課題 □■

障がいのある方が地域で安心して生活していくためには、住宅、公共施設、公共交通機関、歩道等、屋内外のあらゆる生活空間において、物理的な障壁を取り除くことが必要です。

本町では、これまで多目的トイレの設置や駐車場への障がい者用スペースの確保、施設への手すりの設置等、バリアフリーの観点から施設の改善・充実を推進してきました。今後も地域共生社会の実現に向けて、障がいのある方の社会参加の障壁を取り除きながら、建物や歩道、鉄道及びバス等の公共交通機関、その他公共施設が全ての人にとって利用しやすい施設となるよう、整備・改善を継続していきます。また、環境面での整備だけでなく、地域住民に対しても、障がい者用駐車場に駐車しない、歩道に自転車を放置しない等、障がいのある方が安心して外出できるようなマナーの普及のため、啓発事業や指導に努めます。

また平成23年の東日本大震災以降、平成28年の熊本地震、令和元年東日本台風、令和6年能登半島地震等、大規模な災害が立て続けに発生しており、日頃の生活環境の整備だけでなく、緊急時の互助体制を確立することも必要です。自主防災組織単位での障がいのある方への対応の仕方や連絡方法等、日頃からのコミュニケーションを通して対策を進めるよう、広報と周知に努めます。

■□ 施策の方向と事業の展開 □■

3. 生活環境の整備

- (1) 福祉のまちづくりの推進
- (2) 外出支援の充実
- (3) 安全・安心対策の充実

(1) 福祉のまちづくりの推進

障がいの有無にかかわらず、誰もが生活しやすいユニバーサルデザインの街づくりを推進するため、障がいのある方とともに商店街や公共施設の利便性について点検し、今後の既存施設・歩道の改修及び新たな公共施設の設置に反映します。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|--------------|--|-------|
| 1 | 都市公園維持管理事業 | 近隣公園や地区公園の維持管理を行います。 | 継続 |
| 2 | 豊門公園活性化事業 | 障がいのある方が安心して使用できる多目的トイレや園内通路の維持管理、及び交流の場としての活用を行います。 | 継続 |
| 3 | 民間事業者への指導・啓発 | 沼津土木事務所と連携し、「静岡県福祉のまちづくり条例及び各施設マニュアル」や「バリアフリー新法」等に基づく指導・啓発を行います。 | 継続 |
| 4 | 幹線道路への歩道設置等 | 滑りにくい材料を使用した2m以上の幅員のある歩道や、点字ブロック等の設置を行います。 | 継続 |
| 5 | 町営住宅のバリアフリー化 | 小山町町営住宅等長寿命化計画に基づき、ニーズに対応しながら、町営住宅のバリアフリー化を行います。 | 継続 |

(2) 外出支援の充実

公共交通機関の整備については、障がいのある方だけでなく、身体の不自由な高齢者等の買い物弱者への対策として様々な分野で共通の課題となっています。外出支援の充実のため、福祉有償運送事業の利用促進や、小山町デマンドバス等の運行及び送迎ボランティア等の支援等について、福祉有償運送運営協議会や地域公共交通会議を通じて協議を進めます。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|--------------------|--|-------|
| 1 | 移動支援事業の充実 | 主に聴覚・視覚障がいのある方を対象に、公共交通機関を利用した遠方への外出時の同行支援を行います。 | 継続 |
| 2 | 小山町デマンドバス等の運行 | 小山町デマンドバス等を運行します。利便性を高める施策を推進します。 | 拡充 |
| 3 | 身体障がい者用車両の貸出し | 身体障がい者用車両の貸出しを行います。 | 継続 |
| 4 | 福祉車両による外出支援サービスの充実 | 運転ボランティアによる送迎サービスの検討、及び福祉有償運送事業の促進を図ります。 | 拡充 |
| 5 | 超低床ノンステップバス導入事業の継続 | 民間事業所が進める超低床ノンステップバスの導入事業を、国や県等と調整して支援します。 | 継続 |

(3) 安全・安心対策の充実

本町は山と川に囲まれた地域の特性上、かねてより土砂崩れ、洪水等の災害に見舞われてきました。緊急時には地域の住民同士で助け合うことができるよう、自主防災組織において障がいのある方を含めた互助体制の充実・強化を推進するとともに、地域と連携して避難行動要支援者名簿をはじめとした災害時支援マニュアル等の作成を進めます。

また、障がいのある方自身の防災意識を高めるとともに、地域の防災訓練への参加等、積極的な働きかけを通じて、避難誘導體制等の見直しを進めます。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|------------------------|---|-------|
| 1 | 障がい者防災訓練 | 9月と12月の総合防災訓練・地域防災訓練に合わせて実施し、障がいのある方の防災意識を高めるとともに、避難所における障がいのある方等への配慮事項の周知を図ります。 | 拡充 |
| 2 | 土砂災害に関する防災訓練 | 6月に土砂災害が想定される地区において、障がいのある方を含め、福祉施設とも連携しながら防災訓練を行います。 | 継続 |
| 3 | 避難行動要支援者名簿マップの整備 | 地震・風水害等の災害時における避難支援に役立てるため、避難行動要支援者名簿マップの整備を行います。 | 拡充 |
| 4 | 避難行動要支援者名簿の整備 | 年1回の定期更新のほか随時登録を受け付けるとともに、個人情報の保護については登録者に同意を得るほか、自主防災会長に個人情報の保護について注意喚起を行う等、プライバシーに配慮した名簿の整備・更新を行います。 | 継続 |
| 5 | 災害時支援マニュアル等作成 | 障がい特性や医療的ケアに配慮した避難行動要支援者個別避難計画の作成を進めます。避難行動要支援者個別避難計画が支援マニュアルとなるように自主防災会、民生委員児童委員協議会と連携していきます。福祉避難所運営マニュアルについては、各施設等と協議し作成していきます。 | 拡充 |
| 6 | 事業所との連携による高齢者等見守り事業の推進 | 見守り事業の周知を進めるとともに、新たな協力事業所の確保に努めます。 | 拡充 |

4 福祉サービスの充実

■□ 現状と課題 □■

平成25年4月から施行された障害者総合支援法により、それまでの支援体制が一新され、自立支援給付と地域生活支援事業を柱とする新たな支援制度が実施されました。

同法では福祉サービスの体系が変更されただけでなく、住み慣れた地域で必要な支援が受けられる体制の整備や、社会参加の機会の確保、障がいのある方自身の意思を尊重して、どこで誰と暮らすかを選択する機会の確保等、障がいのある方が保障されるべき権利が、基本理念としてより明確に打ち出されています。

このように、障がいのある方が住み慣れた地域でその人らしく、主体的に豊かな生活を送るためには、障がいや日常生活における課題について気軽に相談できるとともに、就学前から就学、就業支援に至るまで、生涯にわたる一貫した相談支援体制が必要です。

本町では、障がいのある方が住み慣れた居宅において安心して生活を送ることができるよう、障がいの種類や生活状況に応じた在宅福祉サービスの充実を図るとともに、事情により在宅では対応できない方を受け入れるため、施設サービスの充実や事業者との連携を強化します。

また、誰もが気軽に相談できるとともに適切な情報提供が行われるよう、相談体制や窓口等について様々な機会や媒体を通じ、障がいのある方やその家族等に周知するほか、今後予定されている法改正、制度改正等についても迅速かつ正確に周知を徹底するよう努めていきます。

さらに、御殿場・小山障害児者自立支援協議会での協議を通じて、相談支援体制の強化を図るとともに、地域の課題に応じて専門部会を通じて検討していきます。

今後も一人ひとりの障がいの状況や能力、本人の意向の把握に努め、各分野の関係機関と情報を共有し、必要に応じた情報提供及びサービス利用に関する包括的支援、適切な相談支援を充実させていきます。

■□ 施策の方向と事業の展開 □■

4. 福祉サービスの充実

- (1) 情報提供・相談体制の充実
- (2) 人材の確保・育成
- (3) 在宅福祉サービスの充実
- (4) 福祉施設の充実

(1) 情報提供・相談体制の充実

障がいのある方が日常生活における悩みや不安を気軽に相談でき、適切な助言を得られるよう、相談支援事業の充実を図るとともに、パンフレットの配布や行政窓口での案内を通じて既存の相談支援事業の周知に努めます。

また、個別の相談だけでなく定期的な懇話会を開催する等、地域の課題の把握に努め、得られた情報や提案事項は、必要に応じて民生委員・児童委員、障害者相談員、地域包括支援センター等の関係機関と共有して対応を協議します。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|----------------------|--|-------|
| 1 | 福祉総合相談所の設置 | 小山町社会福祉協議会が開設している福祉総合相談所にて、介護、法律、心配事等、様々な相談に対応します。 | 継続 |
| 2 | 障害者相談支援事業所の充実 | 身体障がいのある方は「御殿場十字の園」、知的障がいのある方は「駿東学園」「サポートセンターふがく」、精神障がいのある方は「やまいも倶楽部」と、障がいの種別に応じた相談支援事業の委託契約をし、適切な相談体制を図ります。 | 継続 |
| 3 | 相談支援事業PRパンフレットの作成・配布 | 各相談支援事業所が作成したパンフレットを関係窓口等に配置し、希望者に配布します。また、小山町独自で作成する障害福祉のしおりに相談支援事業所一覧を掲載します。 | 継続 |
| 4 | 障がい児相談支援体制の整備 | 障害児相談支援事業を「サポートセンターふがく」に委託契約し、連携を図ることにより、障がい児相談支援体制の強化・充実を図ります。 | 継続 |

(2) 人材の確保・育成

障がいのある方や身体の不自由な高齢者等、日常生活で誰かの助けを必要とする方が増加する一方で、専門的な支援や訓練を実施できるホームヘルパー、ケアマネジャー等は不足しています。

本町では、専門的な支援を必要とする方に不足なくサービスを提供できるよう、研修費の一部を助成するとともに、より身近で対応できるボランティアの確保・育成に努めます。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|---------------|------------------------------------|-------|
| 1 | 研修費の助成 | 助成を行う資格を検討していきます。 | 縮小 |
| 2 | 障害者相談員研修機会の充実 | 多様化する相談ニーズに対応するため、研修機会の拡大と充実を図ります。 | 拡充 |

(3) 在宅福祉サービスの充実

令和6年4月に施行される障害者総合支援法の改正により、新たな福祉サービスが創設されます。

働く力と意欲のある障がい者に対して、障がい者本人が自分の働き方を考えることをサポートするとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障がい者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供することを目的とした「就労選択支援事業」が令和7年10月からスタートするため、事業所等と連携してサービス提供体制を整えていきます。

これまでの福祉サービスでは対応できなかった人々への新たな支援について圏域で協議を進めるとともに、在宅で医療的ケアを必要とする方等、多様化するニーズや個々の障がいの状況に適した支援体制を整備していきます。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|-----------------|---|-------|
| 1 | 障がい福祉サービスの啓発 | 新たな障がい福祉サービスの普及啓発を行います。 | 拡充 |
| 2 | 地域活動支援センター事業 | 身体障がいのある方は「御殿場十字の園」、知的障がいのある方は「こでまり」、精神障がいのある方は「やまいも倶楽部」と、障がいの種別に応じて地域活動支援センター事業の委託契約をし、創作的活動又は生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を促進します。 | 継続 |
| 3 | 日中一時支援事業 | 障がいのある方を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るとともに、障がいのある方の日中活動の場を確保・提供し、日常的な訓練を実施します。 | 継続 |
| 4 | 意思疎通支援事業 | 聴覚障がいや知的障がい、発達障がい等のある方の円滑な意思疎通を支援するため、必要に応じて手話通訳者・要約筆記者等の派遣を行います。 | 継続 |
| 5 | 緊急時の手話通訳者派遣事業対応 | 警察署及び消防署と連携し、緊急時に対応できる体制の整備を行います。 | 拡充 |
| 6 | 日常生活用具給付等事業 | 在宅の身体障がいのある方に対する日常生活用具の給付又は貸与を行います。 | 継続 |
| 7 | 防災用具給付事業 | 在宅で人工呼吸器を使用している方に対し、非常用電源を確保するための発動発電機、及び人工呼吸器用外部バッテリーの給付を行います。 | 継続 |
| 8 | 移動支援事業 | 屋外での移動が困難な障がいのある方に対し、外出のための支援を行います。 | 継続 |
| 9 | 就労選択支援事業 | 障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。 | 新規 |

(4) 福祉施設の充実

障がいの状況によっては、在宅でのサービスの利用や用具の給付等では対応ができず、施設への通所・入所が必要な場合もあります。本町では各施設の運営費や事業の実施について、必要に応じて助成金を交付するとともに、設備の改修・充実に努めます。

また、提供するサービスの内容を公表できる仕組みの整備に努め、サービスの種類に関係なく事業所が互いに情報を共有し、行政との連携を強化することで、個々の障がいの状況に応じて適切な支援が実施されるよう体制を強化していきます。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|----------------------|---|-------|
| 1 | 社会福祉法人等が運営する施設への整備支援 | 国、県、近隣市町と調整を図りながら、社会福祉法人等の施設整備等に対し、支援を行います。 | 継続 |
| 2 | 生活介護事業所・施設整備支援 | 社会福祉法人等が実施する生活介護事業所・施設の整備等に対し、支援を行います。 | 継続 |
| 3 | 就労継続支援事業所・施設整備支援 | 社会福祉法人等が実施する就労継続支援事業所・施設の整備等に対し、支援を行います。 | 継続 |
| 4 | 重症心身障がい児（者）通園施設の充実 | 重症心身障がい児（者）が通園・通所できる施設の充実を図るための支援を行います。 | 継続 |

5 保健・医療サービスの充実

■□ 現状と課題 □■

障がいの要因や発症時期は様々であり、障がいの種類、程度についても個々に異なります。特に近年は社会構造の変化に伴い、ストレス等を原因としたうつ病やパニック障がい等、こころの病が問題となっており、疾病が多様化、複雑化しています。できるだけ早期に対応することにより、症状の軽減が期待できることから、予防や早期治療に関する取り組みが重要です。

また法整備の面でも、平成28年に発達障害者支援法が改正され、従来のように発達障がいについての早期発見・早期支援のための体制を整備するだけでなく、乳幼児期の健康診査から入園、就学、学校生活、就労や一人暮らしへの移行といった各ライフステージに合わせ、療育・保育機関、教育機関等と連携し、切れ目のない支援を実施できる仕組みづくりが求められています。

本町では、ハイリスク妊娠を対象とした妊娠期からの訪問指導や、新生児の全戸家庭訪問、赤ちゃん教室等、早期の健康教育・健康相談を通じて、障がいや発達に課題のある児童の支援に努めています。また、こころの病やメンタルヘルスについて広く関心を持ってもらえよう、広報紙やイベントを通じての普及啓発に努めるとともに、保健師や臨床心理士による相談窓口の設置やゲートキーパー養成講座を開催し、精神保健福祉の体制を強化していきます。

障がいのある方の地域での自立した生活を支えていくためには、地域の福祉、保健、医療、教育等の専門機関と連携し、様々な障がい特性に応じたりハビリテーションを継続して提供していく必要があります。また、地域住民一人ひとりが、障がいに対する正しい知識と特性に応じた適切な支援を実施することで、障がいの重度化や重複化を防ぐことが重要です。

■□ 施策の方向と事業の展開 □■

5. 保健・医療サービスの充実

- (1) 障がいの早期発見・早期療育の充実
- (2) 健康づくり・保健サービスの推進
- (3) 障がい者医療とリハビリテーションの充実

(1) 障がいの早期発見・早期療育の充実

障がいや発達面での課題のある児童を早期に把握するためには、乳幼児期の健康診査の受診が重要です。特に、こころの発達状況を把握するための1歳6か月児健診については、今後も受診率の向上を目指して広報や相談体制を強化していきます。

また健康診査の他にも臨床心理士等の専門家による相談窓口の充実と、小山町要保護児童対策地域協議会と連携した家庭訪問の実施により、各種健康診査後の事後指導に努めます。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|-------------------|---|-------|
| 1 | 健康教育・健康相談 | 赤ちゃん教室・1歳教室、また、予約制の「のびのび子育て相談」のほか、随時保健師等による窓口相談・電話相談を実施します。さらにきんたろうひろば等でも専門職に相談できるすくすく健康相談を実施します。 | 継続 |
| 2 | 健康診査の実施 | 新生児訪問や各教室での受診勧奨又は個別通知を行い、個別健診（4か月・10か月）、集団健診（1歳6か月児・2歳児・3歳児）を実施します。未受診者には通知の上、適宜訪問を行います。 | 継続 |
| 3 | 各種家庭訪問事業の実施 | 助産師・保健師によるハイリスク妊婦・新生児に対して電話相談や家庭訪問を実施します。また、未熟児や育児不安、発達障がいの疑いがある児童に対して、小山町要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関と連携し、適宜訪問する等の支援を行います。 | 継続 |
| 4 | 健康診査事後フォロー体制の整備充実 | 健康管理システムの活用による乳幼児の全数把握と成人の「要指導」「要医療」のハイリスク者の定期的な抽出管理を行います。 | 継続 |
| 5 | 臨床心理士等専門職の確保・充実 | 1歳6か月児・3歳児健診事後教室における臨床心理士、言語聴覚士等の相談対応等、高度な住民ニーズに応えられる専門職の更なる確保と研修等の充実を図ります。 | 拡充 |

(2) 健康づくり・保健サービスの推進

障がいのある方もない方も、心身の健康を維持していくことで新たな障がいの発症や重度化を防ぐことができます。より地域に密着した支援体制を整備していくために、町内の保健委員をはじめとした関係機関と連携し、研修会等の充実や、相談窓口の充実を推進します。

また、個々の状態により様々な症状をあらわす気分障がい、不安障がい等のこころの病に対して適切な支援を実施できるよう、専門家の協議によって対応する「個別ケア会議」を実施していきます。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|----------------------|---|-------|
| 1 | 保健委員研修会の充実 | 幅広い知識の下に自主的な活動ができるよう、研修の充実を図ります。 | 継続 |
| 2 | 健康相談 | 保健師による窓口相談と電話相談、臨床心理士による個別相談、保健所での医師による精神保健福祉総合相談を実施します。 | 継続 |
| 3 | ゲートキーパー養成講座の実施 | うつ自殺予防に対する知識の普及とともに、自殺を防ぐためのゲートキーパー養成講座を実施し、民生委員・保健委員等の参加を促進するとともに他団体や組織への周知を行います。 | 拡充 |
| 4 | こころの健康づくり推進事業 | こころの健康づくりの普及啓発のため、自殺対策強化月間（3月）における広報の掲載や、「おやま健康フェスタ」や各地区の体育祭・文化祭における啓発グッズの配布等、広報紙やリーフレットを活用した普及啓発を行います。 | 継続 |
| 5 | 個別ケア会議を中心とした関係機関との連携 | 保健師が一時的な相談に対応し、個別ケア会議等と連携を取りながら、必要に応じて医療機関や保健所で実施している精神保健福祉総合相談、ひきこもり相談、高次脳機能障害相談等を紹介し、必要時、保健師が同行します。 | 継続 |

(3) 障がい者医療とリハビリテーションの充実

障がいのある方や高齢者、子どもの発達に不安を持つ保護者等、様々な人が障がいへの向き合い方に悩みを抱えています。本町では、こうした人々がより身近な地域で必要に応じて相談やリハビリテーションに取り組むことができるよう、より小単位で実施できるリハビリ教室や相談窓口の設置に努めるとともに、地域住民の参加を促進します。

また地域における医療の充実を図るため、各種医療費の助成事業や、地域で対応できる専門員を確保するべく、保健師、助産師、看護師等、医療系の資格の取得を目指す人への資金貸与事業の周知徹底を図るとともに、今後も更なる拡充に努めます。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|-------------------------|---|-------|
| 1 | 地域リハビリテーション事業の促進 | 地域における介護予防教室を開催し、高齢者の参加促進のための支援を行います。 | 継続 |
| 2 | 乳幼児健診事後指導・相談事業 | 心理相談・言語相談や児童相談所乳幼児相談等により、支援が必要な場合は医療機関や療育に繋げ、言葉の遅れや療育等に関する専門的な相談に対応します。 | 継続 |
| 3 | こども医療費助成事業 | 高校生相当までを対象とした医療費無料化を継続して実施します。 | 継続 |
| 4 | 精神障害者医療費助成事業 | 90日以上継続して入院している精神障がいのある方の保険診療自己負担分、食事標準負担額の2分の1を助成します。 | 継続 |
| 5 | 自立支援医療 | 精神医療通院においては、精神科通院の自己負担分となる3割を1割になるよう助成します。更生医療においては、必要性を認められた身体障がいのある方に対し、医療費の自己負担分の一部の給付を行います。 | 継続 |
| 6 | 重度心身障害者（児）医療費助成事業の継続・拡充 | 必要性を認められた重度心身障がい者（児）の医療費の助成継続、及び対象者を精神障害者保健福祉手帳所持者まで拡充し、金銭的な負担の軽減に努めます。 | 継続 |
| 7 | 保健師等修学資金貸与事業 | 保健師、助産師、看護師、理学療法士や作業療法士の資格を取得するために養成所等で修学する者に対し、資金の貸与を行います。 | 継続 |
| 8 | 地域療育支援システムの構築 | 御殿場・小山障害児者自立支援協議会で協議し、町単独設置を目指します。併せて、医療的ケア児等コーディネーターの設置についても検討します。 | 拡充 |
| 9 | 障害者自立支援協議会の開催 | 関係機関と連携することによる支援体制の強化のため、圏域内における自立支援協議会として、御殿場・小山障害児者自立支援協議会を開催します。 | 継続 |

6 生活の安定と自立への支援

■□ 現状と課題 □■

地域共生社会の実現のためには、障がいのある方が地域生活へと移行していただくだけでなく、その地域社会のなかで役割を持ち、また就労を通じて経済的に自立していくことが重要です。障がいのある方の一般就労を促進していくためには、雇用する側の企業の理解や職場の同僚・上司の協力が不可欠となります。

本町では、教育機関、ハローワーク、企業、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して各方面に向けて障害者雇用促進法の周知を図り、障がい者雇用に向けた理解と、雇用面における差別的な扱いの撤廃を推進していきます。また、障がいのある方の受け入れ態勢を整えていくとともに、職業能力の開発や職場適応のための訓練等、発達段階に応じて必要な職業教育を一貫して行える体制の整備に努め、企業での就業中の課題の把握や、企業・関係機関との連絡調整等、一般就労後も継続して支援を行います。

また、一般企業等で働くことが困難である場合にも、一人ひとりの状態に応じて日常生活の場や福祉的就労の場を確保する必要があり、福祉分野と雇用分野の協力は欠かせません。

今後は、障がいのある方や企業に対してジョブコーチの活用やトライアル雇用制度の活用に関して情報提供を行う等、これまでの職業教育等を基盤とした支援だけでなく、就労体験の機会を拡充するための事業を推進していきます。

■□ 施策の方向と事業の展開 □■

6. 生活の安定と自立への支援

- (1) 生活安定のための施策の周知
- (2) 一般就労の促進
- (3) 福祉的就労の促進

(1) 生活安定のための施策の周知

障がいのある方を支援するための制度は、これまでも法律の改正によって変更・拡大されており、今後も内容の充実が求められますが、一方で現行の制度についても十分に認知されていない実態があります。今後の支援体制の充実に努めるとともに、各種手当や利用できる福祉サービスについて、周知を徹底していきます。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|--------------------|---|-------|
| 1 | 生活安定施策の周知 | 各種手当、年金、税の控除・非課税・減免、公共料金の割引制度等について、窓口での説明や町で作成した障がい者福祉のしおりを活用し、周知を図ります。 | 継続 |
| 2 | 障がい福祉サービスのパンフレット作成 | 障がい福祉サービスに関する情報等を掲載した小山町独自のパンフレット「障がい者福祉のしおり」を活用し、円滑なサービス受給に結び付けられるように努めます。 | 継続 |

(2) 一般就労の促進

障がいのある方の雇用機会を拡大するため、ハローワーク、商工会、障がい者団体、障がい者支援施設等との連携の下、一般就労への移行と併せて職場への定着を目指し体制を強化していきます。

また、行政や商工会との連携により、就学中の職業教育から就労体験の機会の充実、就労移行支援から就労後の課題解決のために必要な助言・指導等、一貫した支援体制を整備していきます。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|---------------|--|-------|
| 1 | 障がい者就労支援事業 | 就労支援事業所、相談支援事業所、行政と連携し、職業準備訓練から就職・職場定着に至るまでの相談・援助を一貫して実施します。 | 継続 |
| 2 | 就労支援 | 駿東地区就業促進協議会を通じ、ハローワークや企業等の各関係団体と障害者雇用促進に向けた連携の強化に努めます。 | 継続 |
| 3 | 雇用及び理解促進啓発の実施 | 事業主の理解と協力を得るため、民間企業や関係団体に対する啓発活動に努めます。 | 継続 |

(3) 福祉的就労の促進

一般の事業所への就労が困難な場合でも、就労継続支援施設での就労を通じて自立に向けた訓練と社会参加の場を確保することが重要です。

本町では施設の運営費の補助を実施し、運営の安定を図ります。また、御殿場・小山障害児者自立支援協議会の就労支援部会による、授産製品の販路拡大と工賃の確保に努めます。

| 主な施策 | | 施策の概要 | 施策の方向 |
|------|---------------|---|-------|
| 1 | 授産製品の販路拡大事業 | 御殿場・小山障害児者自立支援協議会の就労支援部会等により作成した、授産製品のパンフレットを活用します。また、役場本庁等に就労支援施設で制作した商品を販売する無人販売スペースを確保し、拡充及び周知に努めます。 | 継続 |
| 2 | 公共施設内への出店促進事業 | 「ワークホーム・アップル」による役場本庁でのカフェの設置、「インマヌエル」による総合文化会館内でのカフェの設置等、障がい者団体等による出店の促進を行います。 | 継続 |

1 障がい福祉サービスに係る法律改正の概要

障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて平成25年4月に施行され、各種サービスが提供されてきました。

令和6年4月付で施行される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の改正では、障がい者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築を目指すため、障がい者や難病患者本人の希望に応じて、施設や病院からの地域移行、その人らしい居住生活に向けた支援の充実、福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上、調査・研究の強化やサービス等の質の確保・向上のためのデータベースの整備等を推進するものとなっています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正の概要

(1) 障害者等の地域生活の支援体制の充実 【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

(2) 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進

【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

(3) 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。

- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

(4) 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化 【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

(5) 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース(DB)に関する規定の整備 【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

(6) その他 【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

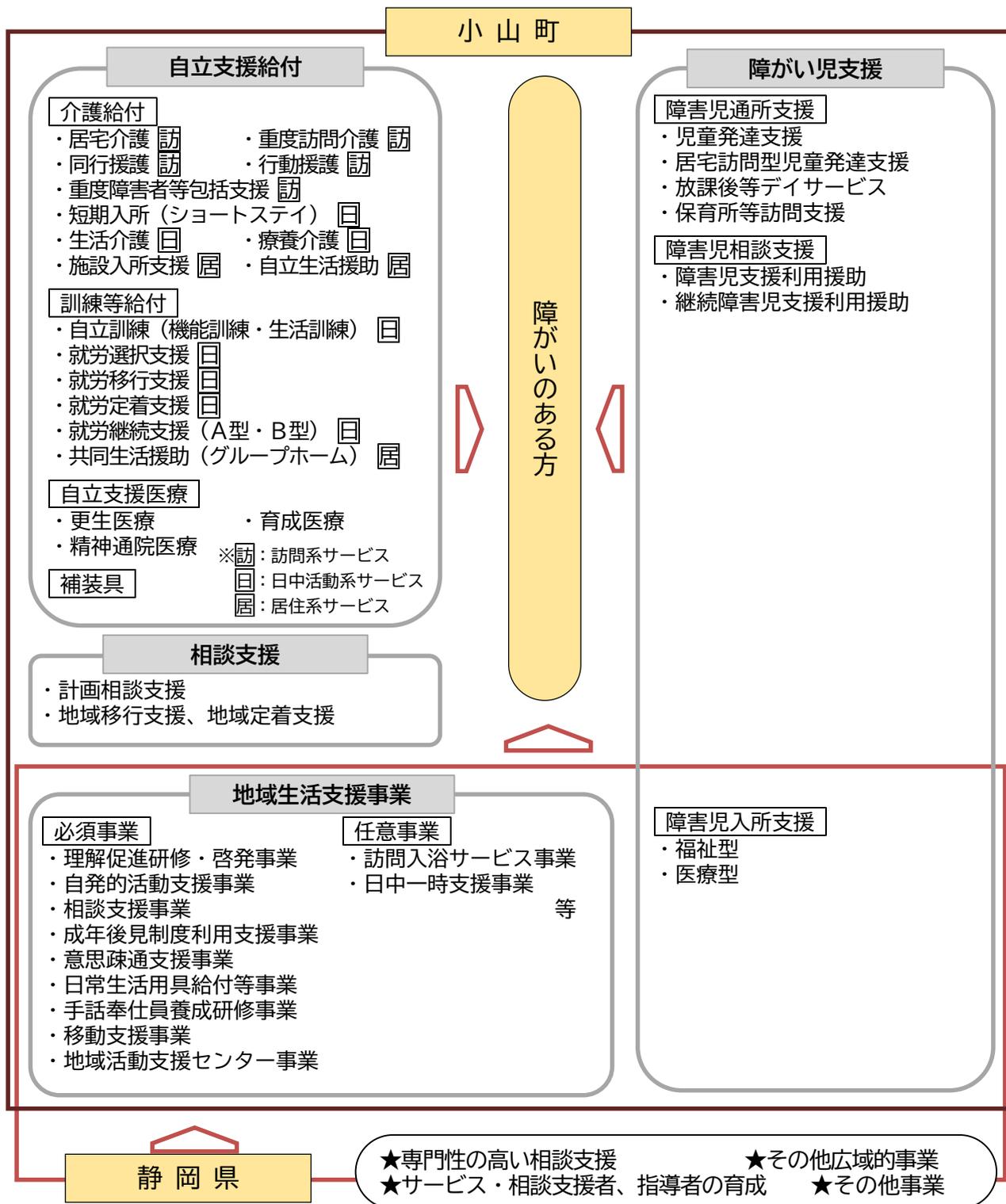
※施行期日：令和6年4月1日（ただし、(2)①及び(5)の一部は公布後3年以内の政令で定める日、(3)②の一部、(5)の一部及び(6)②は令和5年4月1日、(4)①及び②の一部は令和5年10月1日）

参考資料：厚生労働省 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正「法律の概要」

2 障がい福祉サービスの体系

障害者総合支援法に基づくサービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」によるサービスと「相談支援」、及び地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により町が実施する「地域生活支援事業」によるサービスに大きく分かれています。また、障がい児支援は、「児童福祉法」に基づき実施されるものです。

令和6年4月に施行される障害者総合支援法の改正により、「就労選択支援」が新設されました。



第4章

第7期小山町障害福祉計画

1 障害福祉計画の成果目標

障害福祉計画においては、障がいのある方の自立と社会参加を支援するという観点から、地域生活や一般就労への移行促進が大きな目標のひとつとなっています。

これらの観点に基づき、以下に掲げる項目について、令和8年度を目標年度とした数値目標を設定します。なお、国及び県の基本指針を踏まえつつ、本町の実情に応じて設定しています。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

【国の第7期計画の方針】

- 施設入所者数の削減 : 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者の5%以上を削減
- 施設入所者の地域移行 : 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上を地域生活へ移行

【小山町の目標値】

| | 数 値 | 考 え 方 |
|-----------------------|-------------------|------------------------------|
| 基準時点での入所者数 (A) | 32人 | 令和4年度末時点での入所者 |
| 令和8年度末時点での入所者数 (B) | 30人 | 令和8年度末時点の利用人員の見込み |
| 【目標値】 削減見込 (A - B) | 2人 (削減率: 6.3%) | 差引減少見込数 |
| 【目標値】 地域生活移行者数 | 1人 (移行率: 3.1%) | 令和8年度末までに、福祉施設から地域生活へ移行する者の数 |

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の第7期計画の方針】

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数: 325.3日以上
- 精神病床における1年以上入院患者数を国推計式により設定
- 精神病床における早期退院率: 3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91%以上

【小山町の目標】

①-1 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

| | 数 値 | 考 え 方 |
|-------|--------|----------------|
| 整備箇所数 | 圏域で1箇所 | 御殿場市・小山町で共同設置済 |

①-2 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置（圏域部会除く）

| | 数 値 | 考 え 方 |
|-------|----------|--|
| 整備箇所数 | 町単独設置1箇所 | 小山町相談支援包括化ネットワーク会議を協議の場として位置づけ、令和6年度から実施予定 |

② 協議の場における活動

| 第7期の活動指標 | | R6 | R7 | R8 |
|---|-----------|----|----|----|
| 重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場の開催回数 | | 12 | 12 | 12 |
| 重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場における目標設定及び評価の実施回数 | | 12 | 12 | 12 |
| 重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込 | 保健 | 1 | 1 | 1 |
| | 医療（精神科） | 1 | 1 | 1 |
| | 医療（精神科以外） | 1 | 1 | 1 |
| | 福祉 | 6 | 6 | 6 |
| | 介護 | 2 | 2 | 2 |
| | 当事者 | 1 | 1 | 1 |
| | 家族 | 1 | 1 | 1 |
| | 社会福祉協議会 | 2 | 2 | 2 |
| | 民生委員・児童委員 | 2 | 2 | 2 |

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【国の第7期計画の方針】

- 令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

【小山町の目標値】

① 地域生活支援拠点等の確保

| | 数 値 | 考 え 方 |
|-------|--------|----------------|
| 整備箇所数 | 圏域で1箇所 | 御殿場市・小山町で共同設置済 |

② 地域生活支援拠点等に係る検証・検討

| 第7期の活動指標 | | | |
|------------------------------|-------------------|-------|-------|
| 拠点等の整備、機能充実に向けた検証及び検討を行う場の名称 | 御殿場・小山障害児者自立支援協議会 | | |
| コーディネーターの配置人数 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| | 4 | 4 | 4 |
| 上記検証及び検討の年間実施回数 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| | 12 | 12 | 12 |

③ 強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

| | 数 値 | 考 え 方 |
|-------|-------|-------------------------------|
| 体制の整備 | 町単独整備 | 基幹相談支援センターを設置し、支援体制について協議していく |

(4) 福祉施設から一般就労への移行

就労移行支援事業等を通じて令和8年度までに福祉施設の利用者のうち一般就労へ移行する障がいのある方の数値目標を設定します。

【国の第7期計画の方針】

- 福祉施設から一般就労への移行：令和3年度実績の1.28倍以上
- 就労移行支援による一般就労への移行：令和3年度実績の1.31倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

【小山町の目標値】

① 福祉施設から一般就労への移行

| | 数 値 | 考 え 方 |
|-------------------------|-----|---------------------------|
| 令和3年度の年間移行者数 | 0人 | 令和3年度に福祉施設から一般就労へ移行した者の実績 |
| 【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数 | 3人 | 令和8年度に福祉施設から一般就労へ移行する者の数 |

② 一般就労移行者の就労定着支援利用者数の増加

| | 数 値 | 考 え 方 |
|-----------------------|-----|--------------------|
| 令和3年度の年間利用者数 | 0人 | 令和3年度の就労定着支援利用者の実績 |
| 【目標値】 令和8年度の年間利用者数 | 2人 | 令和8年度の就労定着支援利用者数 |

(5) 相談支援体制の充実・強化に向けた取り組みの実施体制の確保

【国の第7期計画の方針】

- 令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保

【小山町の目標値】

I 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

① 基幹相談支援センターの設置

| 第7期の成果目標 | 数 値 | 考 え 方 | | |
|-----------------------------|----------|------------|-------|-------|
| 整備箇所数 | 町単独設置1箇所 | 小山町単独で設置する | | |
| 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| | | 0 | 4 | 4 |

② 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組

| 第7期の活動指標 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------------------------|-------|-------|-------|
| 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数 | 0 | 4 | 4 |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 | 0 | 2 | 2 |
| 地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数 | 0 | 4 | 4 |
| 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数 | 0 | 4 | 4 |

II 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

| | 状 況 | 考 え 方 |
|-------|----------|--------------------------------------|
| 体制の構築 | 実施及び体制確保 | 基幹相談支援センターを設置し、取組の実施及び体制確保について協議していく |

| 第7期の活動指標 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数 | 0 | 0 | 3 |
| 参加事業者・機関数 | 0 | 0 | 5 |
| 専門部会の設置数 | 0 | 0 | 1 |
| 実施回数 | 0 | 0 | 3 |

(6) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【国の第7期計画の方針】

- 令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

【小山町の目標値】

| | 状 況 | 考 え 方 |
|-------|-------|---------------------------------------|
| 体制の構築 | 体制構築済 | 庁内にて研修に参加する体制ができているため、引き続き体制の維持に努めていく |

① 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の町職員参加人数

| 第7期の成果目標 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------------|-------|-------|-------|
| 相談支援従事者初任者研修の参加人数 | 1 | 1 | 1 |
| 障害支援区分認定調査員研修の参加人数 | 1 | 1 | 1 |

② システム等での審査結果分析・共有等

| 第7期の活動指標 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------------------------|-------|-------|-------|
| 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の事業所との共有回数 | 2 | 2 | 2 |

2 障がい福祉サービスの見込量

サービスごとに、各年度における福祉サービス等の必要な量の見込み（サービス提供量）、見込値確保のための方策、事業を行う者の確保に関する計画等を定めます。

※前期の実績値のうち、令和5年度は集計中のため、令和6年1月末時点の実績から3月末時点までの利用者数等を推計したものとなっています。

I. 自立支援給付

i) 介護給付

(1) 訪問系

- ① 居宅介護（ホームヘルプ）
居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等、生活全般にわたる援助を行います。
- ② 重度訪問介護
重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、居宅での入浴、排せつ、食事の介護や、外出時の補助を行います。
- ③ 同行援護
視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に対し、外出時における必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ、食事等の介護等を行います。
- ④ 行動援護
自己判断能力が制限されている方が行動する際に生じる危険を回避するための必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。
- ⑤ 重度障害者等包括支援
介護の必要の程度が著しく高いと認められた方に、居宅介護等の障がい福祉サービスを包括的に行います。

■ 実績と見込値

（上段：時間分、下段：人分）

| 月平均 | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|-------|----------|----------|----------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用時間分 | 142(191) | 120(201) | 110(211) | 163 | 163 | 178 |
| 利用者数 | 16(18) | 16(19) | 16(20) | 20 | 20 | 21 |

< 前計画の検証 >

利用時間分、利用者数ともに、実績値が計画値を下回っています。

●● 今後の見込み ●●

入所施設や病院からの地域移行の促進に伴い、今後各サービスの利用者も増加していくものと思われま。増大するニーズに対応できる提供体制を整備するとともに、サービスの質の向上を図ります。

(2) 日中活動系

① 生活介護

常に介護を必要とする方に、事業所において、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会を提供します。

■ 実績と見込値

(上段：人日分、下段：人分)

| 月平均 | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|-------|----------|----------|----------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用人日分 | 899(876) | 904(896) | 917(916) | 957 | 957 | 980 |
| 利用者数 | 44(42) | 44(43) | 44(44) | 45 | 45 | 46 |

< 前計画の検証 >

利用人日分、利用者数ともに、実績値が計画値を上回っています。

●● 今後の見込み ●●

地域生活への移行促進に合わせ、利用者が増加する見込みです。利用者の希望に応じて過不足なくサービスを提供できる体制を維持するとともに、専門員の技術向上を図ります。

② 短期入所(ショートステイ)

居宅で介護している介護者の疾病やその他の理由で、福祉施設等への短期間の入所を必要とする方に、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。

■ 実績と見込値

(上段：人日分、下段：人分)

| 月平均 | | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|-----|-------|----------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 福祉型 | 利用人日分 | 19(182) | 7(182) | 4(182) | 14 | 18 | 22 |
| | 利用者数 | 2(26) | 2(26) | 1(26) | 6 | 8 | 10 |
| 医療型 | 利用人日分 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0 | 0 | 0 |
| | 利用者数 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0 | 0 | 0 |

< 前計画の検証 >

福祉型は利用人日分、利用者数ともに実績値が計画値を大きく下回っています。医療型は計画値の通り、利用はありませんでした。

●● 今後の見込み ●●

居宅での介護を支援するため、今後も事業者と連携してサービスの質の向上に努めます。医療型の短期入所についても、利用の要望があった際には対応できる体制を構築していきます。

③ 療養介護

医療的ケアと常時の介護を必要とする方に、病院等への入院による医学的管理の下、食事、入浴等の介護の提供、日常生活上の世話及び機能訓練等を実施します。

■ 実績と見込値

(単位：人分)

| 月平均 | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用者数 | 1(1) | 1(1) | 1(1) | 1 | 1 | 1 |

< 前計画の検証 >

計画値の通り実績がありました。

●●今後の見込み●●

長期入院から地域生活へ移行するための足掛かりとして、今後も体制の維持に努めます。

(3) 居住系

① 自立生活援助

施設やグループホームから一人暮らしへ移行した方を対象に、定期的に居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除等の生活面での課題、公共料金や家賃の支払い、体調の変化や地域住民との関係といった生活状況を確認し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■ 実績と見込値

(単位：人分)

| 月平均 | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用者数 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0 | 0 | 0 |

< 前計画の検証 >

計画値の通り、利用はありませんでした。

●● 今後の見込み ●●

関係機関・事業者等と連携して、利用の要望があった際には対応できる体制を構築していきます。

② 施設入所支援

施設に入所する方に、主に夜間等における入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■ 実績と見込値

(単位：人分)

| 月平均 | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|------|----------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用者数 | 36(35) | 35(35) | 32(34) | 30 | 30 | 30 |

< 前計画の検証 >

実績値は概ね計画値どおりですが、やや減少傾向にあります。内訳として、令和3年度では町内施設10人、町外施設26人、令和4年度では町内施設11人、町外施設24人となっています。

●● 今後の見込み ●●

地域生活への移行を目標としつつ、本人の意向を尊重しながらサービスを提供していきます。

ii) 訓練等給付

(1) 日中活動系

① 自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、身体障がいのある方に、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。具体的には、理学療法や作業療法等のリハビリテーション、日常生活上の相談支援等を実施します。

■ 実績と見込値

(上段：人日分、下段：人分)

| 月平均 | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用人日分 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0 | 0 | 0 |
| 利用者数 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0 | 0 | 0 |

< 前計画の検証 >

利用人日分、利用者数ともに計画値の通り、利用はありませんでした。

●● 今後の見込み ●●

利用の要望があった際には対応できるよう、引き続き体制の維持に努めます。

② 自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、知的障がい又は精神障がいのある方に、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。具体的には、食事・入浴・排せつ及び家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施します。

■ 実績と見込値

(上段：人日分、下段：人分)

| 月平均 | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用人日分 | 1(0) | 6(0) | 4(0) | 23 | 23 | 0 |
| 利用者数 | 1(0) | 1(0) | 1(0) | 1 | 1 | 0 |

< 前計画の検証 >

利用人日分、利用者数ともに、実績値が計画値を上回っています。

●● 今後の見込み ●●

利用の要望があった際には対応できるよう、引き続き体制の維持に努めます。

③ 就労選択支援【第7期新規サービス】

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

■ 実績と見込値

(単位：人分)

| 月平均 | 見込値 | | |
|------|-------|-------|-------|
| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用者数 | | 1 | 0 |

●● 今後の見込み ●●

第7期計画から新たに設置されるサービスです。

関係機関・事業者等と連携してサービス提供体制を検討していきます。

④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、定められた期間、事業所における作業や企業における実習、適性に合った職場探し等、就労・職場定着のために必要な訓練、相談等の支援を行います。

■ 実績と見込値

(上段：人日分、下段：人分)

| 月平均 | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|-------|----------|---------|---------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用人日分 | 97(198) | 63(198) | 72(198) | 79 | 79 | 79 |
| 利用者数 | 5(9) | 4(9) | 4(9) | 4 | 4 | 4 |

< 前計画の検証 >

利用人日分、利用者数ともに、実績値が計画値を下回っています。町内に就労移行支援施設はないため、実績値は町外施設の利用者になります。

●● 今後の見込み ●●

一般就労への移行促進に向けてサービスの充実に努めます。

⑤ 就労定着支援

一般就労へ移行した障がいのある方との相談を通じて、生活リズム、家計や体調の管理等、生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や課題解決のための指導・助言等の支援を行います。

■ 実績と見込値

(単位：人分)

| 月平均 | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用者数 | 1(0) | 1(1) | 1(2) | 1 | 1 | 1 |

< 前計画の検証 >

利用人日分、利用者数ともに、実績値が計画値を下回っていますが、町内に就労定着支援施設はないため、実績値は町外施設の利用者になります。

●● 今後の見込み ●●

一般就労の定着促進に向けてサービスの充実に努めます。

⑥ 就労継続支援A型(雇成型)

一般企業等に雇用されることが困難な場合に、継続的な就労が可能な方に対し、雇用契約に基づき、生産活動の機会の提供、及び就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等、支援を行います。

■ 実績と見込値

(上段：人日分、下段：人分)

| 月平均 | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|-------|----------|----------|----------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用人日分 | 106(191) | 138(211) | 150(231) | 180 | 203 | 226 |
| 利用者数 | 5(9) | 7(10) | 7(11) | 8 | 9 | 10 |

< 前計画の検証 >

利用人日分と利用者数はともに、実績値が計画値を下回っています。町内に就労継続支援A型の施設はないため、実績値は町外施設の利用者になります。

●● 今後の見込み ●●

事業者のほか、特別支援学校やハローワーク等との連携を強化し、町内の雇用機会の拡充に努めます。

⑦ 就労継続支援B型（非雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な場合で、就労経験があっても年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方や、就労移行支援事業を利用した結果B型の利用が適当と認められた方等に対し、雇用契約は締結せずに、生産活動の機会の提供、及び就労に必要な知識や能力の向上のための訓練等、支援を行います。

■ 実績と見込値

（上段：人日分、下段：人分）

| 月平均 | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|-------|----------|----------|-----------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用人日分 | 928(898) | 963(918) | 1061(938) | 1289 | 1358 | 1381 |
| 利用者数 | 56(50) | 61(51) | 63(52) | 70 | 73 | 74 |

< 前計画の検証 >

利用人日分と利用者数はともに、実績値が計画値を上回っています。

●● 今後の見込み ●●

利用者の状況によって1人あたりの利用日数も大きく異なりますが、個々のケースに応じて過不足なくサービスを提供できるよう努めます。

(2) 居住系

① 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営む方に、主に夜間において、共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

■ 実績と見込値

(単位：人分)

| 月平均 | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|------|----------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用者数 | 20(18) | 24(18) | 28(18) | 31 | 32 | 33 |

< 前計画の検証 >

実績値が計画値を上回っています。町内のグループホームは1箇所、3名が継続して利用しています。それ以外の実績は町外施設の利用者となります。

●● 今後の見込み ●●

町内のグループホームの利用状況は未だに少ない状態となっているため、より多くの利用者を受け入れられるよう、事業者と協議していきます。

(3) 相談支援

① 計画相談支援

障がい福祉サービス及び地域相談支援を適切に利用できるように、サービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者等との連絡調整等を行います。

② 地域相談支援（地域移行支援）

施設に入所している障がいのある方又は精神科病院に入院している精神障がいのある方に、住居の確保等、地域生活に移行するための活動に関する相談を行います。

③ 地域相談支援（地域定着支援）

居宅において単身で生活する障がいのある方、又は同居している家族等による支援を受けられない方のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる方に、常時の連絡体制を確保し、相談や緊急時の対応等を行います。

■ 実績と見込値

(単位：人分)

| 年間利用者数 | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|--------|----------|----------|----------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 計画相談支援 | 140(132) | 146(137) | 145(142) | 147 | 152 | 157 |
| 地域移行支援 | 0(0) | 0(1) | 1(2) | 1 | 1 | 2 |
| 地域定着支援 | 0(0) | 0(0) | 0(1) | 0 | 0 | 0 |

< 前計画の検証 >

計画相談支援は、実績値が計画値を上回っています。地域移行支援は、令和5年度に初めて実績がありましたが、地域定着支援は、利用はありませんでした。

●● 今後の見込み ●●

圏域の自立支援協議会等、関係機関と協議を進め、今後の提供体制について検討していきます。

Ⅱ. 地域生活支援事業

(1) 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

障がいのある方等が日常生活や社会生活を営む上で生じる社会的障壁を除去するため、御殿場・小山障害児者自立支援協議会と各市町の社会福祉協議会が連携し、障害者週間基調講演会を開催しています。今後も近隣市町との連携を強化し、事業の拡大に努めます。

(2) 自発的活動支援事業（必須事業）

障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある方やその家族、地域住民による地域における自発的な取り組みを支援することにより、地域共生社会の実現を図ります。

本町においては関係各課や関係機関との連携により、災害対策や相談窓口の設置等を実施しています。

(3) 相談支援事業（必須事業）

① 障害者相談支援事業

障がいのある方や障がいのある方の家族等の様々な相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助等を行います。

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

本町では令和6年3月末時点で、基幹相談支援センターが未設置であるため、事業所と連携して相談支援体制を整備しています。

相談支援事業は主に成人以上を対象として実施されるものですが、本町においては相談支援事業所での専門的な指導・助言、人材育成等を通して、障がいのある児童及びその家族等を含めた相談支援の対象者を拡大することによって機能強化事業を実施しています。

③ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているにもかかわらず、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある方に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある方等の地域生活を支援する事業です。

本町においては、障害者相談支援事業の一環として支援を実施しています。

■ 実績と見込値

① 障害者相談支援事業

(単位：箇所)

| | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実施箇所数 | 4(4) | 4(4) | 4(4) | 4 | 4 | 4 |

② 基幹相談支援センター等機能強化事業

| | 実績(計画時) | | | 見込 | | |
|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実施の有無 | 有(有) | 有(有) | 有(有) | 有 | 有 | 有 |

< 前計画の検証 >

計画値の通り実績がありました。

●● 今後の見込み ●●

個々のケースに応じた支援を実現するため、今後も体制を維持するとともに、相談員のスキルアップのための支援を継続していきます。

(4) 成年後見制度利用支援事業 (必須事業)

成年後見制度が必要であると認められる知的障がいのある方又は精神障がいのある方に対し、申し立てを支援しています。

■ 実績と見込

| | 実績(計画時) | | | 見込 | | |
|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用の有無 | 有(有) | 有(有) | 有(有) | 有 | 有 | 有 |

< 前計画の検証 >

制度利用のため、社会福祉協議会と契約し、制度の周知と相談支援を行っています。権利擁護支援センター事業委託契約を締結しています。

●● 今後の見込み ●●

今後もサービスの周知を図るとともに、利用希望者に対応できる体制の維持に努めます。

(5) 意思疎通支援事業（必須事業）

聴覚や言語機能、音声機能、視覚その他の障がいや難病のため意思疎通を図ることに支障がある方に、手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行います。

■ 実績と見込値

(単位：人分)

| | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|--------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 年間利用者数 | 5(5) | 6(5) | 5(5) | 5 | 5 | 5 |

< 前計画の検証 >

概ね計画値の通り実績がありました。

●● 今後の見込み ●●

個人だけでなく、事業所やハローワーク等からも利用希望者が増えてきています。より正確な意思疎通支援を行えるよう、関係機関と連携してボランティアの養成や支援の充実を図ります。

(6) 日常生活用具給付等事業（必須事業）

当該用具を必要とする方に対し、自立生活支援用具等、日常生活用具の給付又は貸与を行います。

① 介護・訓練支援用具

身体障がいのある方等に対し、特殊寝台・特殊マット・特殊尿器等、介護・訓練支援用具の給付又は貸与を行います。

② 自立生活支援用具

身体障がい、視覚障がい、聴覚障がいのある方等に対し、入浴補助用具・電磁調理器・聴覚障がい者用屋内信号装置等、自立生活支援用具の給付又は貸与を行います。

③ 在宅療養等支援用具

機能障がいのある方等に対し、透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器等、在宅療養等支援用具の給付又は貸与を行います。

④ 情報・意思疎通支援用具

視覚障がい、聴覚障がい、言語障がいのある方等に対し、携帯用会話補助装置、点字器、聴覚障がい者用通信装置等、情報・意思疎通支援用具の給付又は貸与を行います。

⑤ 排泄管理支援用具

ストーマ造設者、排便機能障がいのある方等に対し、ストーマ装具、紙おむつ、収尿器等、排泄管理支援用具の給付又は貸与を行います。

⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

身体障がいのある方等に対し、住宅改修費の給付又は貸与を行います。

■ 実績と見込値

(単位：件)

| 年給付・貸与件数 | | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|----------|-----------------------|----------|----------|----------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| ① | 介護・訓練支援用具 | 0(1) | 2(1) | 0(1) | 1 | 1 | 1 |
| ② | 自立生活支援用具 | 0(2) | 1(2) | 1(2) | 2 | 2 | 2 |
| ③ | 在宅療養等支援用具 | 0(2) | 2(2) | 2(2) | 2 | 2 | 2 |
| ④ | 情報・意思疎通支援用具 | 4(2) | 7(2) | 6(2) | 6 | 6 | 6 |
| ⑤ | 排泄管理支援用具 | 504(460) | 445(460) | 417(460) | 460 | 460 | 460 |
| ⑥ | 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) | 1(3) | 2(3) | 0(3) | 3 | 3 | 3 |

< 前計画の検証 >

介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具は、令和3年度では実績がありませんでしたが、令和4年度では実績がありました。情報・意思疎通支援用具は、計画値を上回っています。排泄管理支援用具は、令和3年度では実績値が計画値を上回りましたが、令和4年度は実績値が計画値を下回っています。居宅生活動作補助用具（住宅改修費）は、実績値が計画値を下回っています。

●● 今後の見込み ●●

ストーマ装具、紙おむつ等の支給が多くなっており、今後も継続して利用されるものと見込んでいます。その他の用具に関しても、給付・貸与の基準について周知し、用具を必要とする方に不足なく提供できる体制を整備します。

(7) 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

聴覚障がいのある方との交流促進、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。本町では、御殿場市と合同開催しています。

■ 実績と見込値

（上段：箇所、下段：人分）

| | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|--------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実施箇所数 | 1(1) | 1(1) | 1(1) | 1 | 1 | 1 |
| 年間利用者数 | 4(3) | 1(3) | 8(3) | 4 | 4 | 4 |

< 前計画の検証 >

実施箇所数は、計画値の通り実績がありました。利用者数は、令和4年度に実績値が計画値を下回りましたが、令和3年度、令和5年度は実績値が計画値を上回っています。

●● 今後の見込み ●●

現状の利用者は継続的に参加している方がほとんどです。今後は新たな利用者を取り入れるため、研修内容の充実と周知に努めます。

(8) 移動支援事業（必須事業）

外出時における屋外での移動が困難で、支援が必要であると本町が認めた障がいのある方等に、公共交通機関を利用した外出時の同行支援を行います。

■ 実績と見込値

（上段：時間分、下段：人分）

| | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|---------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 年延べ利用時間 | 0(50) | 0(50) | 0(50) | 50 | 50 | 50 |
| 年間利用者数 | 0(2) | 0(2) | 0(2) | 2 | 2 | 2 |

< 前計画の検証 >

新型コロナウイルスの影響により、外出を控える傾向となったため、令和3年度以降利用がありません。

●● 今後の見込み ●●

個々の障がいの状況によって利用時間は前後しますが、車椅子での散歩や公共交通機関を利用した遠出の付き添い等、多様なケースに対応し利用者の増加に努めます。

(9) 地域活動支援センター事業（必須事業）

障がいのある方等を通わせ、地域の実情に応じて創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化して、障がいのある方等の地域生活支援の促進を図ります。

① 基礎的事業

地域生活・日中活動の拠点として、通所する障がいのある方に対し、創作的活動・生産活動の機会の提供等を支援します。利用者のニーズに対応した日中活動を支援するため、駿東・田方圏域内の地域活動支援センターも利用できるような努めます。

② 機能強化事業

基礎的事業に加えて、在宅で支援を必要としている障がいのある方を対象に、機能訓練や社会適応訓練、訪問入浴サービスを実施します。

■ 実績と見込値

(上段：箇所、下段：人分)

| | | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|-----|--------|----------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 町内 | 実施箇所数 | 1(1) | 1(1) | 1(1) | 1 | 1 | 1 |
| | 年間利用者数 | 11(18) | 10(18) | 9(18) | 18 | 18 | 18 |
| 他市町 | 実施箇所数 | 2(2) | 2(2) | 2(2) | 2 | 2 | 2 |
| | 年間利用者数 | 14(19) | 13(19) | 11(19) | 19 | 19 | 19 |

< 前計画の検証 >

町内、他市町ともに、実施箇所数は計画値の通りとなっておりますが、利用者数は実績値が計画値を下回っています。

●● 今後の見込み ●●

日中活動及び相談支援事業の中心として、継続して利用する方が多くなっています。今後は関係団体、事業者との連携を強化し、より身近な地域の事業所として機能の充実を図ります。

(10) 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

身体障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、浴槽のある車両で居宅に伺い入浴を援助するサービスを提供します。

■ 実績と見込値

(上段：箇所、下段：人分)

| | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|--------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実施箇所数 | 2(2) | 2(2) | 2(2) | 2 | 2 | 2 |
| 年間利用者数 | 3(3) | 4(3) | 3(3) | 3 | 3 | 3 |

< 前計画の検証 >

実施箇所数、利用者数ともに、計画値の通り実績がありました。

●● 今後の見込み ●●

今後も現状の維持に努めます。

② 日中一時支援事業

障がいのある方等の日中における活動の場を確保し、障がいのある方等の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

■ 実績と見込値

(上段：箇所、下段：人分)

| | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|--------|----------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 実施箇所数 | 13(12) | 15(12) | 15(12) | 16 | 16 | 16 |
| 年間利用者数 | 31(40) | 28(40) | 18(40) | 40 | 40 | 40 |

< 前計画の検証 >

実施箇所数は、実績値が計画値を上回りましたが、利用者数は、実績値が計画値を下回っています。

●● 今後の見込み ●●

サービス提供事業者が増加しましたが、利用が分散しており、利用者の総数は少ない状況です。今後は各事業所のサービスの質の向上を図り、利用者の増加に繋げていきます。

1 障害児福祉計画の成果目標

新たに策定される障害児福祉計画の目的は、多様化する障がい児支援のニーズに対応する相談体制を構築し、より一層のサービスの拡充を図るほか、提供されるサービスの質の確保・向上のために、事業所の設置や多分野の関係機関が協議する場の確保等について、具体的に数値目標として設定し取り組みを推進することにあります。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の障害児福祉計画の方針】

- 児童発達支援センターの整備：
令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に1箇所以上設置
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進：
令和8年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら推進する体制を構築することを基本とする。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保：
令和8年度末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 医療的ケア児等の支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置：
令和8年度末までに、各市町村又は各圏域（都道府県が関与した上で）において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【小山町の目標値】

① 児童発達支援センターの整備

| | 数 値 | 考 え 方 |
|-------|--------------|---|
| 整備箇所数 | 御殿場・小山地区で1箇所 | 御殿場・小山地区で設置済。 利用者の利便性の向上を図るための施策を検討する。 |

② 保育所等訪問支援等を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

| | 数 値 | 考 え 方 |
|-------|--------------|---|
| 体制の構築 | 御殿場・小山地区で1箇所 | 御殿場・小山地区で設置済。 利用者の利便性の向上を図るための施策を検討する。 |

③ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

| | 数 値 | 考 え 方 |
|-------|--------------|---|
| 整備箇所数 | 御殿場・小山地区で1箇所 | 御殿場・小山地区で確保済。 利用者の利便性の向上を図るための施策を検討する。 |

④ 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の整備

| | 数 値 | 考 え 方 |
|-----------------------------|----------|---|
| 整備箇所数 | 町単独設置1箇所 | 御殿場市は単独設置のため、町として単独設置に向けて今後協議を行い、令和8年度末までの設置を目指す。 |
| 医療的ケア児等 コーディネータ ーの配置数 | 1人 | 現在は未配置。令和8年度末までの配置を目指す。 |

2 障がい児支援サービスの見込量

サービスごとに、各年度における福祉サービス等の必要な量の見込み（サービス提供量）、見込値確保のための方策、事業を行う者の確保に関する計画等を定めます。

※前期の実績値のうち、令和5年度は集計中のため、令和6年1月末時点の実績から3月末時点までの利用者数等を推計したものとなっています。

(1) 児童発達支援

児童発達支援事業所や児童発達支援センターにおいて、主に未就学の障がいのある児童又はその可能性のある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

■ 実績と見込値

(上段：人日分、下段：人分)

| 月平均 | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|-------|----------|----------|----------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用人日分 | 205(194) | 174(194) | 190(194) | 195 | 195 | 195 |
| 利用者数 | 16(16) | 14(16) | 14(16) | 16 | 16 | 16 |

< 前計画の検証 >

令和3年度は実績値が計画値を上回りましたが、令和4年度、5年度は計画値を下回っています。

●● 今後の見込み ●●

母子保健分野や、こども園、事業者との連携を強化し、発達障がいを含む障がいや成育上の課題の早期発見と、その後の支援体制の充実に努めます。

(2) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等により外出が著しく困難な児童を対象に、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。

■ 実績と見込値

(上段：人日分、下段：人分)

| 月平均 | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用人日分 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0 | 0 | 0 |
| 利用者数 | 0(0) | 0(0) | 0(0) | 0 | 0 | 0 |

●● 今後の見込み ●●

現在、対象となる児童は町内にはいませんが、御殿場・小山障害児者自立支援協議会の部会等を通じて、地域の利用ニーズやサービス提供が可能な事業者の把握に努めます。

(3) 放課後等デイサービス

就学中の障がいのある児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

■ 実績と見込値

(上段：人日分、下段：人分)

| 月平均 | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|-------|----------|----------|----------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用人日分 | 451(584) | 434(584) | 400(584) | 500 | 500 | 500 |
| 利用者数 | 41(47) | 46(47) | 47(47) | 50 | 50 | 50 |

< 前計画の検証 >

利用人日分は計画値を下回っていますが、利用者数は増加傾向にあり、今後も利用者数の増加が見込まれます。

●● 今後の見込み ●●

今後も利用者及び1人あたりの利用日数の増加を見込んでいます。成果目標となる重症心身障がい児への対応を含め、事業者や近隣市町と協議を進めていきます。

(4) 保育所等訪問支援

障がいのある児童の通う幼稚園・保育園及びこども園等を定期的に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

■ 実績と見込値

(上段：人日分、下段：人分)

| 月平均 | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|-------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 利用人日分 | 1(10) | 1(10) | 1(10) | 2 | 2 | 2 |
| 利用者数 | 1(2) | 1(2) | 1(2) | 2 | 2 | 2 |

< 前計画の検証 >

利用人日分、利用者数ともに、実績値が計画値を下回っています。

平成28年度から令和2年度までは利用者が居ませんでした。令和3年度以降、利用実績があります。

●● 今後の見込み ●●

利用者は限定的ですが、今後、保護者のニーズに合わせ、事業者、こども園、小学校等との連携を強化していきます。また、圏域で協議を重ね、実施体制の充実に努めます。

(5) 障害児相談支援

① 障害児支援利用援助

障害児通所支援の利用手続きにおいて、障がいのある児童の心身の状況や環境、障がいのある児童、又は保護者の意向等を踏まえて、障害児支援利用計画案の作成を行います。

利用するサービスの決定に伴い、事業者等との連絡調整・決定内容に基づく障害児支援利用計画に計画案の内容を反映します。

② 継続障害児支援利用援助

障害児通所支援について、利用状況等を定期的に精査してその内容が適切かどうかを検証し、障害児支援利用計画の見直し（モニタリング）を行います。また、モニタリングの結果に基づき、計画の変更申請等を勧奨します。

■ 実績と見込値

(単位：人分)

| | 実績値(計画値) | | | 見込値 | | |
|--------|----------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 年間利用者数 | 68(50) | 69(50) | 69(50) | 70 | 70 | 70 |

< 前計画の検証 >

実績値が計画値を上回っています。

●● 今後の見込み ●●

療育の重要性が少しずつ浸透している背景を踏まえ、相談支援利用者数も増加見込みです。障がいの早期発見から専門員による計画案の作成、モニタリングの活用へと繋げていきます。

第6章 計画の推進に向けて

1 推進体制の整備

(1) 庁内における推進体制

障がいのある方が充実した地域生活を送れるよう、保健・教育・医療のほか、雇用や就労、まちづくり等、様々な観点から事業を実施していきます。

これらの事業・施策を総合的に推進していくために、関係各課と連携し、計画推進のための体制を確立するとともに、相互に情報を共有することで町の職員の障がい福祉に対する正しい理解を促し、求められる合理的配慮について意識の浸透を図ります。

(2) 地域住民の参画

計画における事業・施策の推進のためには医療機関や学校だけにとどまらず、地域の障がい者団体、ボランティア団体を含む地域住民との協働による実施が重要になります。

本町では講演や講習会等、地域住民が参画できる機会を充実させるとともに、民生委員・児童委員協議会、ボランティア団体、NPO法人等の活動を支援することにより、地域住民の障がいや障がいがある方への理解を深め、障がいの有無にかかわらず、町民一人ひとりによって支えられる福祉制度を強化していきます。

(3) 国・県・圏域との連携

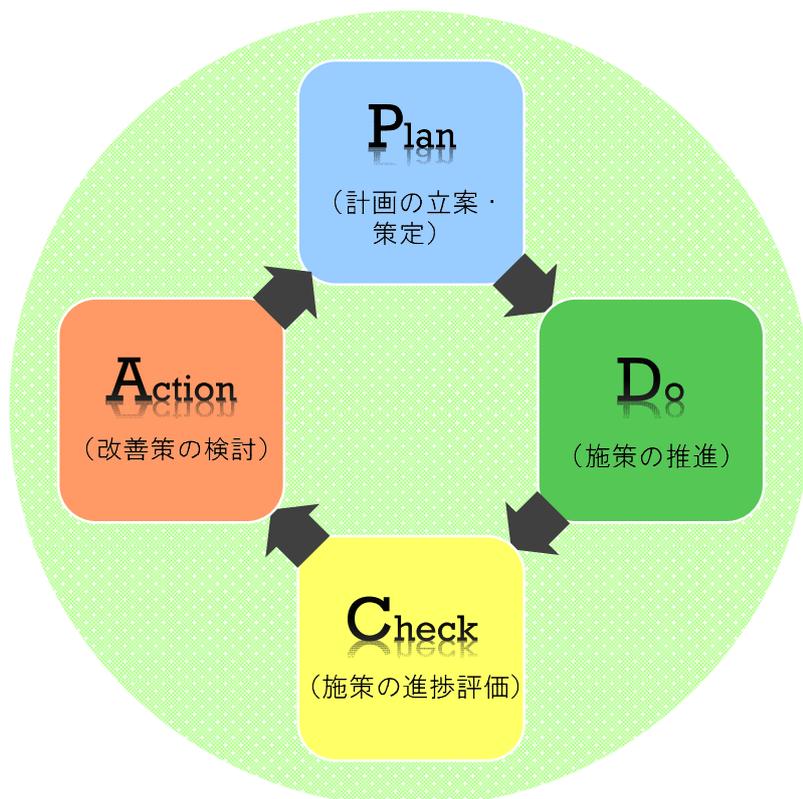
本計画は本町における障がい福祉のための事業・施策の推進の方針を定めるものです。一方、障がいのある方に対する福祉事業・施策は圏域内の協働による取り組みが多く、本町では駿東田方圏域自立支援協議会を通じて福祉サービスの実施体制について協議するとともに、圏域における課題等を共有し、町単独では対応が困難なケースや広域的な取り組みが求められる問題について対応を検討します。

また、国への財源確保を要望し、住民から寄せられた声や町の実情を県へ上申するとともに、地域生活支援事業の充実と現行の制度では対応できない人々への支援の方策について協議を進めるために、国や県と連携を強化します。

2 計画の点検・評価方法

本計画の効果的な推進のため、PDC Aサイクルに基づき、各年度において障害者計画等推進懇談会を開催し、福祉サービスの見込量や成果目標の達成状況等、計画の進捗状況の点検を行います。また、実績や課題を把握し必要に応じて新たな事業の実施を関係機関と検討します。

また計画の期間中も国や県の動向に注視し、社会情勢の変化や施策の有効性について評価を行い、より効果的な計画となるよう、臨機応変に見直しを検討します。



資料編

小山町障害者計画等推進懇談会要綱

令和2年3月30日告示第61号

小山町障害者計画等推進委員会設置要綱（平成12年小山町告示第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 小山町における障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画（以下「障害計画」という。）の効果的な推進について、町民等の意見を聴取するため、小山町障害者計画等推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（懇談事項）

第2条 懇談会は次に掲げる事項について、意見を述べ、及び意見交換を行う場とする。

- （1） 障害計画案及び改正案の策定に関すること。
- （2） 障害計画の推進に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関すること。

（参加対象者）

第3条 懇談会は次に掲げる参加対象者のうちから、町長が依頼する者（以下「構成員」という。）15人以内をもって構成する。

- （1） 保健、医療及び福祉関係団体等の構成員
- （2） 障害者・女性団体の構成員及び公募した障害者
- （3） 県及び町等の行政関係者
- （4） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

（構成員）

第4条 構成員は、懇談会に参加し、意見を述べる。

- 2 構成員の任期は、町長から懇談会の出席の依頼を受けた日を始期とし、その日の属する年度の翌年度の末日を終期とする。ただし、構成員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者

の残任期間とする。

(座長及び副座長)

第5条 懇談会に、座長及び副座長1人を置き、構成員の互選により定める。

- 2 座長は、懇談会の進行を行う。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、座長に代わり、懇談会の進行を行う。

(懇談会)

第6条 懇談会は、必要に応じ町長が招集し、座長が会議の議長となる。

- 2 座長は、会議に当たり必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 構成員(第3条第3号及び第4号の者を除く。)が事故その他やむを得ない理由により懇談会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。
- 4 懇談会は、公開とする。

(部会)

第7条 障害計画を庁内一体となって推進するため、小山町障害者計画等推進部会(以下「部会」という。)を設置することができるものとする。

- 2 部会は、次に掲げるものを構成員とする。
 - (1) 庁内課等で選出された職員
 - (2) その他町長が必要と認める者
- 3 部会に部長及び副部長1人を置き、構成員の互選により定める。
- 4 部長は、部会の進行を行う。
- 5 部長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部長は、部長に事故あるとき、又は欠けたときは、部長に代わり、部会の進行を行う。
- 7 部会は、必要に応じ町長が招集し、部長が会議の議長となる。
- 8 部長は、必要に応じ部会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

9 部員が事故その他やむを得ない理由により部会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

(謝金等)

第8条 構成員が懇談会に参加したときは、予算の範囲内において、当該構成員に謝金及び実費弁償を支給することができる。

2 第6条第2項の規定に基づき、代理人が懇談会に参加したときは、代理人に対して構成員と同額の謝金を支給する。

3 謝金の額は、1回4,000円とする。

4 実費弁償の額は、小山町証人等の実費弁償に関する条例（昭和39年小山町条例第24号）に準ずるものとする。

(庶務)

第9条 懇談会及び部会の庶務は、障害福祉所管課又は児童福祉所管課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月28日告示第101号）

この告示は、公示の日から施行する。

小山町障害者計画等推進懇談会構成員名簿

(敬称略順不同)

| No. | 所属・団体名 | 役職名 | 氏名 |
|-----|-------------------------------|------|--------|
| 1 | 小山町身体障害者福祉会 | 会長 | 樽本 光治 |
| 2 | 小山町手をつなぐ育成会 | 会長 | 臼井 美喜子 |
| 3 | 御殿場小山地区精神保健福祉会 | 会長 | 井坂 玲子 |
| 4 | 社会福祉法人 小山町社会福祉協議会 | 会長 | 田代 章 |
| 5 | 小山町民生委員児童委員協議会 | 会長 | 田邊 尚美 |
| 6 | 御殿場市医師会 | 代表 | 中川 靖夫 |
| 7 | 社会福祉法人 ミルトス会 駿東学園 | 園長 | 高木 徳雄 |
| 8 | 社会福祉法人 富岳会 障害児者サポートセンターふがく | 所長 | 小野 美和 |
| 9 | 社会福祉法人 飛翔の会 グループホームやまいも | 所長代理 | 佐藤 永史郎 |
| 10 | 社会福祉法人 十字の園 御殿場十字の園 | 施設長 | 高橋 雅昭 |
| 11 | 小山町商工会 | 会長 | 小野 寛幸 |
| 12 | 御殿場健康福祉センター | 所長 | 馬淵 昭彦 |
| 13 | 小山町 | 副町長 | 室伏 博行 |

小山町障害者計画等推進部会構成員名簿

(敬称略順不同)

| No. | 所属・団体名 | 役職名 | 氏名 |
|-----|------------------------------------|-------------------|--------|
| 1 | 小山町身体障害者福祉会 | 副会長 | 山本 春雄 |
| 2 | 小山町手をつなぐ育成会 | 副会長 | 小野 範男 |
| 3 | 御殿場小山地区精神保健福祉会 | 会 員 | 武藤 三夫 |
| 4 | 社会福祉法人 小山町社会福祉協議会 | 統括地域福祉 プロデューサー | 松田 直樹 |
| 5 | 小山町民生委員児童委員協議会 | 障害者福祉部会長 | 長 藤 明 |
| 6 | 社会福祉法人 ミルトス会 駿東学園相談サポートセンターなでしこ | 相談支援専門員 | 田代 美恵 |
| 7 | 社会福祉法人 富岳会 障害児者サポートセンターふがく | 相談支援専門員 | 関本 顕耶 |
| 8 | 社会福祉法人 飛翔の会 やまいも倶楽部 | 相談支援専門員 | 播摩 友里子 |
| 9 | 社会福祉法人 十字の園 御殿場十字の園 | 相談支援専門員 | 轡田 朝枝 |
| 10 | 御殿場健康福祉センター | 次長兼福祉課長 | 鶴見 健一 |
| 11 | 企画政策課 企画班 | 課長補佐 | 米山 仁 |
| 12 | 危機管理局 | 防災専門監 | 永井 利弘 |
| 13 | 健康増進課 健康づくり班 | 保健師長 | 佐藤 浩美 |
| 14 | 都市整備課 都市計画班 | 課長補佐 | 松本 哲也 |
| 15 | 建設課 公共土木班 | 班 長 | 臼井 敦 |
| 16 | 学校教育課 学校教育班 | 課長補佐 | 中澤 芳文 |
| 17 | 生涯学習課 生涯学習班 | 課長補佐 | 金子 節郎 |

アンケート調査の概要

1 調査目的

障害者手帳をお持ちの方に、障がいの状態やサービスの利用状況・利用意向等のご意見を聞き、令和5年度中に策定をする障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定の基礎資料とするため実施しました。

2 調査項目

- 1 属性
- 2 生活状況
- 3 医療機関への通院・入院状況
- 4 情報収集
- 5 相談ごと
- 6 外出の状況
- 7 障がい者に対する理解
- 8 災害に関すること
- 9 町の取り組むべき施策

3 調査設計

- ・調査対象 障害者手帳所持者 716名
- ・調査方法 郵送配布 郵送回収 Web回答も可能とした
- ・調査期間 令和5年9月21日（木）～令和5年10月2日（月）
- ・調査機関 株式会社地域まちづくり研究所

4 回収結果

| | |
|----------------|---------------|
| 発送数 | 716人 (100.0%) |
| 有効回収数 | 361人 (50.4%) |
| 身体障害者手帳所持者 | 260人 (36.3%) |
| 療育手帳所持者 | 66人 (9.2%) |
| 精神障害者保健福祉手帳所持者 | 40人 (5.6%) |

※複数の手帳を持つ方が含まれるため、手帳種別の合計は全体の回収数よりも多くなります。

あ行

○ 医療的ケア児

新生児集中治療室（NICU）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、気管に溜まったたんを吸引する「たん吸引」や、チューブを使って胃や腸に直接栄養を送る「経管栄養」等の医療的ケアを日常的に必要とする障がい児のこと。

○ NPO

「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」と言う。福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力等の様々な分野において、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

か行

○ 介護保険サービス

介護保険制度に基づくサービス。介護保険のサービスを利用できる人は、①第1号被保険者（65歳以上の人）、②第2号被保険者（40歳以上64歳以下で医療保険に加入している人）となっている。

○ 権利擁護

自己の権利や支援の必要性について意思表示することが困難な障がいのある方等に代わり、援助者が代理としてその権利の主張や支援の要請を行うこと。

○ 更生医療

身体の障がいを除去、軽減することにより、日常生活能力又は職業能力を回復・獲得させることを目的として行う医療。

○ 合理的配慮

障がいのある方が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

さ行

○ 児童福祉法

次代の社会の担い手である児童一般の健全育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法。

○ 社会的障壁

障がいのある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備等）、制度（利用しにくい制度等）、慣行（障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化等）、観念（障がいのある方への偏見等）等のこと。

○ 社会福祉法人

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法に定めるところにより設立された法人。

○ 手話通訳者

聴力及び言語障がいのある方と他の方との意思疎通を円滑にするために、手話を用いた通訳を行う者。原則として全国统一試験に合格した後、各都道府県の審査を通過する必要があるが、現在はボランティアによる支援が多く、各自治体が養成・派遣を行う「手話奉仕員」による活動も普及している。

○ 障害者基本法

障がいのある方の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本原則を定めた法律。国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がいのある方の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

○ 障害者週間（12月3日～12月9日）

国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある方が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された。期間は、毎年12月3日から12月9日までの1週間となっている。

○ 障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために、就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行う機関。

○ 障害者自立支援法

障害者基本法の基本的理念に則り、それまで障がいの種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスや公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設した法律。平成25年4月からは「障害者総合支援法」へと改められている。

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）

障がいのある方の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における均等な機会及び待遇の確保、障がいのある方が有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置、職業リハビリテーション等を通じ、職業の安定を図ることを目的とする法律。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がいのある方の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策を講ずることを趣旨として創設された法律。

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障害者基本法の基本的な理念に則り、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、差別の解消を推進し、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする法律。

○ ジョブコーチ

障がいのある方の職場等に赴き、助言等の支援を行う者。職場適応援助者とも言う。障がいのある方の職場への円滑な適応・定着のため、職場内外の支援環境を整える。

○ 自立支援協議会

障がいのある方の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・関係団体、障がいのある方やその家族を含めた関係者等が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独又は共同して設置する。

○ 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある方に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付し、各種のサービスを受けるための証明となる手帳。等級は、障がいの程度により1級から6級に区分される。

○ スクールカウンセラー

学校現場において、児童や保護者、教員等に対し、臨床心理学やカウンセリングの専門的な知識及び技術をもってサポートを行う者。不登校やいじめ、非行、虐待、児童の発達上の課題等に対するサポートや、災害・事件・事故が発生した際の児童へのケア等、近年では幅広い対応が求められている。

○ 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉（精神保健福祉法）に関する法律に基づき、一定の精神障がいの状態にあることを認定する手帳。精神障がいのある方の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図ることを目的として、都道府県知事又は指定都市市長が交付する。手帳の有効期限は交付日から2年が経過する日の属する月の末日で、障がいの程度により1級から3級がある。

○ 成年後見制度

知的障がいのある方や精神障がいのある方等、判断能力の不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。

た行

○ 地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」繋がることで、全ての人々が暮らしや生きがい、地域をともに創っていく社会。

○ 地域包括ケアシステム

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的なサービス提供体制のこと。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、体制の構築を推進している。

○ 特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。

な行

○ 難病

難病対策要綱では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）

難病の患者に対する医療費助成に関して、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる法律。

○ 日常生活自立支援事業

知的障がいや精神障がい等があるために判断能力が不十分な人に対して、権利を擁護し、自立した地域生活が送れるよう生活支援員を派遣し、福祉関連サービスの利用契約支援、日常的な金銭管理等を行う事業。

○ ノーマライゼーション

障がいのある方や高齢者等、社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるよう、生活条件の改善が必要であるとする考え方。

は行

○ 発達障がい

発達障害者支援法では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい等の脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものとされている。

○ 発達障害者支援法

発達障がいのある方の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のため、発達障がいを早期に見出し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障がいのある方への学校教育における支援や就労の支援、発達障がい者支援センターの指定等について定めることにより、発達障がいのある方の自立及び社会参加に資するよう、生活全般にわたる支援を図り、福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

○ バリアフリー

障がいのある方・高齢者等の生活弱者のために、生活に支障を及ぼす物理的な障壁（バリア）を取り除くこと。近年では、床の段差の解消、手すりの設置等のハード面に限らず、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられている。

○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）

従来のハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した法律。高齢者、障がい者、妊婦、けが人等の移動や、施設利用の利便性・安全性の向上を促進するため、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを目的としている。

○ 避難行動要支援者名簿

災害が発生又は発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）を事前に把握するための名簿。避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる。

○ 福祉的就労

障がいのある方等が、就労継続支援等の福祉サービスの一環として施設で働くことをいう。自立、更生を促進するほか、生きがいや社会的役割をつくるといった様々な目的がある。

○ 放課後児童クラブ

昼間、保護者がいない家庭の小学校低学年の児童等に対し、児童館等の児童厚生施設や学校余剰教室、公民館、保育園等の身近な社会資源を利用して、適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全な育成を図るための事業。

○ ホームヘルパー

障がいのある方の居宅等に赴き、入浴等の介護、家事援助等、日常生活を営むのに必要なサービスを提供する者。

○ 補装具

障がいのある方が日常生活上において必要な移動や動作等を確保するために、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具。義肢や車椅子、義眼や補聴器等。

ま行

○ 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされている。任期は3年で給与の支給はなく、ボランティアとして活動している。地域住民の生活上の様々な相談に応じ、行政や施設、団体等への連絡を行い、適切な福祉サービスへ繋げる役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認を行う。また、地域の児童が元気に安心して暮らせるよう見守るとともに、子育ての不安や妊娠中の心配事等の相談・支援等を行う。

や行

○ ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無、体格、性別、国籍等にかかわらず、最初から多くの人にわかりやすく、利用可能であるようにデザインするという考え方。

○ 要約筆記者

聴覚障がいのある方に対し、話の内容をその場で要約し、文字にして情報を伝える要約筆記作業に従事する通訳者のこと。

ら行

○ 療育

障がいのある児童の発達を促し、自立した生活を送れるように取り組む治療及び教育のこと。

○ 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判定された方に対して、都道府県知事又は指定都市市長が交付する手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の福祉サービスを受けやすくすることを目的としている。

○ 臨床心理士

臨床心理学の知識や技術を用いて心理的な問題を扱う専門家のこと。「公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会」が資格認定している。学校内の相談室や企業内相談室、病院、児童相談所、少年院等、活動領域は教育、産業、医療、福祉、司法等の多岐にわたり、様々な分野での活躍が期待されている。

おやま障がい者福祉プラン

令和6年3月

発行 静岡県小山町

〒410-1395

静岡県駿東郡小山町藤曲57番地の2

TEL 0550-76-1111 (代)

編集 小山町 福祉長寿課